

平成18年第2回豊後高田市議会定例会会議録(第2号)

## 議事日程〔第2号〕

6月13日(火曜日)午前10時 開議

開議宣告

日程第1 一般質問

38番 井ノ口 政之  
 39番 木村 修一  
 40番 大石 忠昭  
 41番 岩本 武  
 42番 瀬口 孫次

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員(38名)

1番 成重博文  
 2番 安達隆  
 3番 尾上真一  
 4番 野田大二  
 5番 岡部心介  
 6番 山田秀夫  
 7番 松本博彰  
 8番 中山田健晴  
 9番 河野徳久  
 10番 明石光子  
 11番 村上和人  
 12番 吉高彰生  
 13番 安長袈裟雄  
 14番 小野國廣  
 15番 鷺海政幸  
 16番 近藤安夫  
 17番 後藤龍太郎  
 18番 安東正洋  
 19番 北崎安行  
 20番 川原直記  
 21番 河野正春  
 22番 山本博文  
 23番 進藤国臣  
 24番 近藤今朝則  
 25番 井上優  
 26番 菅健雄  
 30番 相部法生  
 31番 酒井貞生  
 32番 堂園慶吾  
 34番 南浴利雄  
 35番 徳永浄  
 36番 益戸政吉  
 37番 野上一郎

## 欠席議員(3名)

28番 近藤 準三郎  
 29番 後藤 等  
 33番 成重 昌臣

## 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 増田 正義  
 議事係 長 清水 栄二  
 書記 安藤 雅俊  
 書記 近藤 浩二

## 説明のため議場に出席した者の職氏名

市長 永松 博文  
 助役 都甲 昌叡  
 総務課 長 鷺海 豊  
 参事兼真玉市民センター長

青野 素久  
 参事兼香々地市民センター長

プロジェクト推進課 長 佐藤 良雄  
 企画財政課 長 中嶋 栄治  
 市民課 長 野村 信隆  
 福祉事務所 長 河野 三男  
 保険年金課 長 大園 栄治  
 子育て・健康推進課 長 小野 俊久  
 環境課 長 安東 良介  
 農林振興課 長 水江 義和  
 農地整備課 長 北崎 順一  
 建設課 長 尾形 雄治  
 下水道課 長 奥田 秀穂  
 消防 長 甲斐 好信  
 総務・法規係 長 安藤 義文  
 秘書広報係 長 久保 健一  
 小野 政文

## 教育庁

教育 長 都甲 桂一  
 総務課 長 安東 洋義

6月13日

学校教育指導室長 早田 義司郎  
生涯学習課長 尾造 正直

○議長(菅 健雄君) これより本日の会議を開きます。

○議長(菅 健雄君) 日程第1、一般質問を行います。

この際申し上げます。

各議員の発言は申し合わせ発言時間内においてお願いいたします。

また、質問は通告に基づいて行ってください。

なお、執行部は質問通告にない事項及び聞き取り時になかった事項について、質問があった場合は議長にお知らせください。

一般質問通告表の順序により発言を許します。

○議長(菅 健雄君) 24番近藤今朝則君。

○24番(近藤今朝則君) 24番近藤今朝則でございます。質問通告の第3項目のうち、第1の、県との連携協調の問題については、今回は、取り下げさせていただきまして、次の第2、第3について、一般質問を行います。

新市になって、早くも2年目の平成18年度第2回定例会に臨み、合併特例の議員在任期間も余すところ9月開催の第3回定例会及び12月開催の第4回定例会だけとなり、ことさらに残任期間の責務を全うするために身の引き締まる思いではありますが、私としては、常に市民生活者の視点を大切にされた発言と行動をすべきであるという政治信条の下、毎回ながらつたない質問ではありますが、次の2項目について、市長他関係者に質問いたします。

最初に、質問通告の第2の、本市行政改革大綱及び実施計画等の問題についての、第1点目の本市消防団組織の再編計画の取り組みについてであります。

消防法及び消防組織法が施行されて本年は58年目を迎え、いまや時代に即応した市町村消防組織の充実整備がなされるなかで、市町村の消防に要する費用は市町村が負担しなければならない必須義務とされ、また、一方、法律の定めにより、市町村の消防に対する補助金も支給される制度が確立された昨今においては、これまで長年慣例的に消防団詰め所及び格納庫等は、地域消防団各部の地元負担、言うなれば当該消防施設の建設費用等は、寄附行為として市に譲与し維持管理されてきたものが、ここ数年前から改められ、当該施設の改築費等については、必要な用地については、地元の無償提供の下、改築費等は市の責任において施工する経緯もさることながら、特に昨今では、全国的に10年前の阪神大震災の教訓を活かし、自主防災組織の重要性がクローズアップされ、大分県においても、その当時30年ぶりに県地域防

災計画を見直し災害時における行政対応には限界があり、行政よりも近隣の住民の協力こそが何よりも緊要であって、まさに自助・互助・公助の連携の下、自分たちの地域の安全は自分たちで守ろうという自主防災意識こそが防災の原点であるとして、県単独防災組織育成事業の取り組みはもとより、本市においても自主防災組織の結成に向けて精力的に努力されている現実を踏まえたところの消防団組織の見直しは、必然的な問題として、今般の本市行政改革大綱及び実施計画の中で、消防団組織の再編と団員不補充を併せ実施し、組織の効率化を図るということでありますが、現在の団員数770人を平成21年には651人、平成22年には658人に団員不補充のなかで減員することについての具体的な取り組み方策についてお尋ねするとともに、要は、全市的な現行消防団組織の、特に旧市町の消防団組織体制の各分団、各部の統合にあたっては、もはや消防法、消防組織法が施行されて60年の節目を迎えようとしている長い歴史を振り返り、まさに各地域消防団の生い立ちを原点とした地域性、地域住民共同連帯意識を重視しての再編計画であるべきことはいままでもないことであります。

例えば、私の地元河内地区の場合、現在は、高田第1方面団第3分団として、これまでの旧大字森、佐野、小田原に大別された地理的条件の下、昔も今も暮らしの領域で培われてきた地域の固い絆の各3部であるものを、全市的統合計画での高田方面団を5分団に、香々地方面団を3分団に、真玉方面団はすでに3分団に統合されており、合計11分団に統合されるなかで、要は各地区、各部の統合一本化に向けての適正団員数の各地域配置は考慮されるにしても、現在の河内地区の場合、現行3部を数合わせ的に2部にするようなことは地域連帯性を無視するもので、これまでの河内地区、すべての行政上の今こそ求められている地域コミュニティの地域自治の根幹に係る問題であるだけに、容認できることでなく、このようなことは全市的な再編計画の中でも最も重要視されるべきことであります。

ましていまや、合併新市の旧町村部消防団を対象に、地域の消防力を確保する方策として、総務省、消防庁が推進している機能別団員制度の導入について、県は本年度合併市町村に働きかけ、機能別団員制度の導入促進に努める矢先においても、ことさらに慎重に対処すべきことでありますが、お伺いします。

なお、この際、本市においても、機能別団員制度の導入の取り組み方策についても勘案すべきことであるだけに、お尋ねいたします。

次に、第2点目は、消防水利の確保と管理についてであります。消防法第20条の規定によれば、消防水利の基準及び水利の施設の設置の義務

として、第1項では、消防に要する水利の基準は消防庁がこれを勧告する。また第2項では、消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする。ただし、水道については、当該水道管理者がこれを設置し、維持し及び管理するものとする。さらに、同法第21条では、消防水利の指定、標識の掲示、水利変更等の事前届出として、第1項、消防長又は消防署長は、池、泉水、井戸、水槽、その他消防の用に供し得る水利について、その所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して常時使用可能の状態に置くことができる。

また、第2項においては、消防長又は消防署長は、前項の規定により規定した消防水利には、総務省令で定めるところにより、標識を掲げなければならない。なおまた、第3項では、第1項の水利を変更し、撤去し、また使用不能の状態に置くとするものは、あらかじめ所轄消防長又は消防署長に届けなければならない。

以上のような規定の中で、新市消防団再編計画に何よりも不可分の消防水利の実態把握と確保、維持管理が充分であるのかお尋ねします。

例えば、河内地区管内の場合でも、防火水槽の未設置地域や標識の汚損したもの、道路寄りの蓋のない旧防火水槽の改善、また最寄の各河川、溜め池、水路の指定場所、道路上、上水道施設の消火栓の駐車禁止表示の確認、さらに、消防の用に供された旧不能警鐘台の撤去等、機能管理面についての実態を調査し、万全を期すべきことでありますが、お伺いします。

なお、この際、現在の高田、真玉、香々地方面団の各分団消防水利施設の実態と消防水利の充足率及び今後の取り組み方策等についてお尋ねいたします。

最後に、質問通告第3の、学校クラブ活動の問題としての各小学校クラブ活動でのゲートボール導入と、用具一式の備え付け等の実施についてであります。

新市になって、本市立小中学校も小学校12、中学校6校と多くなるなかで、昨今における少子高齢化社会の煽りは免れず、ことに過疎地域として児童生徒の減少は各小中学校共に著しく、今般の本市行政改革大綱の実施計画の中でも、適正規模の学校配置を目指し、小規模校の再編整備を検討することになっていることは、現実の問題として避けて通れないにしても、今ほど学校、家庭はもとより、地域の目が求められてる矢先、今から14年前の平成4年度から小学校の新しい学習指導要領が実施されるなかで、その一環としてゲートボール用具一式が小学校4年生から6年生のクラブ活動に用いられる標準教材品目に取り上げられ、小学校のクラブ活動として指導するために適切なスポーツであると認められたことから、ゲ-

トボールを学校教育現場に導入する学校が全国的に増えておると承っており、特に、学習指導要領の範囲内で行われるゆとりの時間を活用して行っている例や、土曜休みに地域の小学生を集めてゲートボールを指導している例など、子どもたちの評判も良く、ことに地域の高齢者との交流の場として活かされていくことが重要視されるなかで、全国的普及が高まっており、本県及び本市ゲートボール協会においても、年齢に関係なく、子どももお母さんもお年寄も共に楽しめる三世代のふれあいゲートボール教室を開く計画など、積極的な取り組みがなされるなかで、要は21世紀を担う子どもたちの健全育成を図るためにも、このゲートボールを通して地域社会や世の中のルール、規律を学ぶことはもとより、競技を体得し楽しむ一方で、忍耐、努力、気力も身につけ、さらに、協調、助け合いなどよりよき人間関係が育まれる、まさに現今の少子高齢、核家族化社会の中で、心の教育が叫ばれている教育の基をなす一助としても、これが果たす役割が大きいことを再認識され、要は、本市が提唱する「教育の町」にふさわしい特色づくりとして、「育てば育つ、育てねば育たん」ごく当たり前のことながら、ましていまや文部科学省が掲げる生涯スポーツ振興政策の総合型地域スポーツクラブ構想の実現に向け、本市の総合型地域スポーツクラブ「TMKチャレンジクラブ」が設立され、今月から本格始動することもさることながら、何よりも平成14年度から実施されている学校完全週5日制の下、ゆとりの中で一人ひとりの子どもたちに生きる力を育成することを基本的な狙いとしての、新学習指導要領の総合的な学習の時間が新設されて取り組まれている昨今、ときあたかも、平成20年の二巡目大分国体や全国障害者スポーツ大会の大分県開催に向けての機運醸成の時期に、市内各小学校教育現場でのゲートボールの導入と用具一式の備え付けについて、特にすでに取り組んでいる各小学校備え付け用具一式の購入など、いつでも気軽に取り組めるような配慮をすべきことでありますが、お伺いします。

なお、このことについては、旧市の平成12年第3回定例会において一般質問し、その当時の現都甲教育長の答弁、その後の取り組み経過を含めて、改めてお伺いいたします。

以上、2項目について、市長他関係者の明解なる答弁を求めるものであります。

○議長（菅 健雄君） 教育長都甲桂一君。

○教育長（都甲桂一君） 近藤議員の、各小学校クラブ活動でのゲートボール導入と用具一式の備え付け等の実施についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、少子高齢化、過疎化、核家族化や児童生徒数の減少が進むなか、学校、家庭、地域がそれぞれの役割をしっかりと果たし、

6月13日

相互に共同して児童生徒の育成に取り組むことが大切と考えています。

学校現場にゲートボールを導入する件につきましては、旧豊後高田市議会の平成12年第3回定例会において、ゲートボールが教育課程にどう位置づくか、またクラブ活動の希望意欲をどう高めるか、児童への押し付けにならないように、今後各小学校の児童の希望や学校の要望など児童や学校の自主性を大事にしながら、ゲートボールも1つの選択肢であるとしてご答弁申し上げたところでございます。

その後、平成14年度からスタートした、学びの21世紀塾「わくわく体験活動」において、児童は、ゲートボールを体験し、高齢者とのふれあいを通して規律やおもいやりの心を学んでいます。昨年度は、総合的な学習の時間に地域の高齢者とゲートボールを行った学校があり、今年度もその学校は、クラブ活動や総合的な学習の時間に実施する予定であるとの報告を受けています。

また、わくわく体験活動でもゲートボールを体験しています。

さらに、ゲートボールの道具がある学校も2校あり、遊びの中でゲートボールを楽しんでいます。

ゲートボールをクラブ活動等で実施する学校におきましては、教材費等で用具を揃えることも可能であり、常時ゲートボールができる環境を整えれば、さらに興味関心を持ち意欲的に取り組むことが期待されます。

また、今年の3月末に設立した総合型地域スポーツクラブ「TMKチャレンジクラブ」は、子どもから高齢者まで幅広く地域住民が参加できるスポーツ活動等を通して、健康づくり、地域づくりを行うことが目的であります。現在、会員を募集し、6月からはエアロビクスやテニス、サッカー教室、さらに卓球大会やミニバレーボール大会を開催し、健康維持や親睦を深めています。会員のニーズがあれば、児童とお年寄りがふれあえるゲートボール教室の開催も検討するよう、TMKチャレンジクラブに働きかけていきたいと考えています。

児童の健全育成には、地域の教育力が不可欠であり、教育委員会といたしましても、本年度から新規事業として、地域人材活用学習力向上支援事業を導入し、地域の方々と一緒に子どもの健全育成に取り組んでおり、その中でゲートボールの実施も可能と考えますので、ご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 消防長安藤義文君。

○消防長（安藤義文君） 皆さんおはようございます。消防本部安藤です。

皆さん驚いたでしょうけども、昨日の明朝、大分県中部を震源としますマグニチュード6.1の

地震が発生しております。佐伯方面では、震度5弱ということで被害が出ておりますが、豊後高田市は、震度3ということで被害は報告されておられません。地震対策のほうもよろしくお祈いします。

それでは、近藤議員からの本市消防団組織の再編計画の取り組みについてお答えします。

消防団の組織再編につきましては、先の3月定例会で川原議員からの質問にお答えしたとおり、現在、方面団方式を採用し、高田方面団8分団31部、それから真玉方面団3分団16部、香々地方面団5分団14部、合計16分団61部で条例定数791人の組織であります。

消防団の組織編製の計画であります。高田方面団を8分団から5分団に、香々地方面団を5分団から3分団に、真玉方面団につきましては、合併前に4分団から3分団に統合されております。

なお、方面団方式につきましては、平成18年度限りで廃止し、11分団の組織とする計画であります。

部の統合につきましては、平成19年度より田染地区の分団を6部から4部に、草地、呉崎地区の分団をそれぞれ4部から3部にする計画であります。

団員の減員につきましては、60歳定年や欠員不補充を基本として、積載車の部10人、それからポンプ自動車の部を15人とし、平成22年度には団員数を618人とするものであります。

今後につきましても、消防団や自治会と十分な協議を行いながら進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、機能別団員制度の導入についてですが、本年度県が合併新市の、旧町村部の消防団を対象に、昼間のみ出動するなど、活動内容や役割を限定した機能別団員制度の導入を推進することになっております。今後、県などと協議し、研究してまいりたいと思っております。

また、消防水利の確保と維持管理についてでありますけれども、消防水利につきましては、ご指摘のように、水利施設として市が設置する防火水槽、それから消火栓、また、消防長、消防署長が所有者、管理者の承認を得て指定する指定消防水利等があります。

これらの維持管理につきましては、消防地理水利調査要項というのを定め、定期的に調査をし維持管理に努めているところであります。

次に、消防水利の充足率であります。消防施設5箇年計画では、基準口数684口に対して、防火水槽40立方メートル以上が341箇所、それから小河川75ミリメートル以上が212箇所、プール16箇所の現有口数569口となっております。充足率でございますが、83.2パーセントとなっております。

今後は、国の補助金等を活用しながら、計画的

に水利施設の充実に努めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 24番近藤今朝則君。

○24番（近藤今朝則君） 再質問であります。ただ今の教育長、それから消防長の答弁についてですね、これ以上は執行部のですね、さらなる努力にご期待を申し上げまして、もう質問を終わります。

○議長（菅 健雄君） 5番岡部心介君。

○5番（岡部心介君） 皆さんおはようございます。5番の岡部心介でございます。今回4点につきまして一般質問をさせていただきます。

まず、火葬場の建設の問題についてでございます。

去る3月議会で、担当課長より、候補地の1つとして、真玉地区内の用地を建設候補地として、隣接する自治会の住民の方々を対象に新しい火葬場建設について住民相談会を開催してきました。住民相談会では、建設候補地とした理由、現施設の建設当時の経緯など多くの意見が出されましたが、今後においても理解、協力が得られるよう、引き続き地元の方々と話し合いをし、早期着工が図られるよう努力するという旨の答弁がございました。

しかし、後ほど私が聞いたところでは、その会合では、地区住民から建設についての大変強い反発の音が上がり、会が途中で解散になったような経過とも言われ、後日、私のほうにも、建設の計画中止を求める住民の方からの訴えが、電話が入っております。この候補地とされる浜地区は、真玉の中心部住宅地に隣接する裏山にあたり、まさに住宅街の頭上、頭の上に当たります。真玉庁舎とは目と鼻の先、また、候補地の北側至近距離に中学校もあり、ここに新市全体を網羅するような大型の火葬場を建設することは、いくら近代的な設備であっても、住民の心理面を考慮すれば大変不適地であると私も言わざるを得ません。

住民の反応からして、ここにいつまでも固執することは時間の無駄であり、他の可能性を探ることが得策と考えますが、このほかにいま候補地があるのか、今後の方針について伺います。

次に、障害者自立支援制度についてでございます。

この制度自体、大変複雑でわかりにくい面が多々あります。問題も多く含んでおりますが、今回は入門編ということでお尋ねをします。

2003年から施行された障害者支援費制度がわずか3年間で変わり、本市でも3月議会で条例が可決をされ、4月から障害者自立支援法に基づく制度がスタートしました。

この制度のメリットとしましては、これまで別々であった身体、知的、精神の3者を統合し、一本

化することでサービスの利用がしやすくなった。あるいは、措置から契約に変わり、利用者の権利に変わったこと、あるいは、国や県の負担義務の明確化など一定の改善が図られているように見受けられますが、いま大きな問題となっているのが、3月議会でも取り上げられていましたが、これまでの障害者の扶養義務者の収入に応じて利用料を負担する応能負担から、世帯の所得を基準に、使ったサービスに応じて負担する応益負担に変わり、利用料の原則1割負担と、入所・通所者に対して食費、水光熱費の原則実費1割の実費負担になったことで、また、あるいは施設の報酬単価の切り下げ等で施設の経費運営が大変厳しくなってる点等の問題点があります。

制度では、市町村民税非課税世帯で年金受給者には、月額負担の上限を設ける軽減措置が取られておりますが、それでもこの負担料が重過ぎるとして、全国的に施設を退所したり、通所などのサービスの利用を控えたりといった傾向が大変際立ってきており、独自の負担軽減策を打ち出す自治体が広がっております。

去る6月6日の大分合同新聞では、県内授産施設の利用者、家族ら30人の方々が県に対し、障害者の間には利用料負担が重過ぎて利用を控える動きが出ており、利用料が10倍以上に膨らみ、ホームヘルプサービスを削った。あるいは、福祉サービスだけでなく通院も控えざるを得ない。家族だけで障害者を抱え込む事態が起きている。負担増がいつまで続くのか、深刻な不安を理解してほしいと県当局に訴えております。

施行以前から、自立支援とは名ばかりで、国の給付減らし、障害者切り捨てではないかと、厳しい指摘が以前から上がっておりましたが、いま起きていることは、不幸にもそれを裏付ける現実となっております。

本市における障害者の方々への影響をどう把握され、また、独自の負担軽減策は検討されていないのか、お尋ねをいたします。

次は、ごみ問題についてでございます。

先日、ごみゼロ豊後高田推進大会が中央公民館で開催され、私も出席をしましたが、大変有意義な大会でございました。特に、講演でのごみや環境問題で先進的な取り組みで有名な水俣市や県内由布市からの報告は、大変ユーモラスな中にも取り組みへの熱いものがひしひしと伝わり、大変興味深く参加者の深い共感を誘ってございました。

と同時に、単にいい話を聞いたなというだけの一行事に終わらせてはいけません。今後この教訓を本市でどう活かし、どう活用していくか、どう実践につなげていくかが大変大事だと思えました。また講師の一人が語っていたように、100の美麗句を並べた大会宣言より、簡単でいいから、できることを一つから始めようではないかと。ま

さにこの言葉はこの大会の大きなキーワードでございました。ごみの減量対策として、ごみをもらわない、渡さない、出さない、分別の徹底、生ごみの堆肥化、マイバッグ運動等、方策がいろいろありますが、どれも、どれをとっても大切なことばかりでございますが、私はここで買い物マイバッグ運動の一層の徹底を提唱したいと思います。

それも、今までのように市報等で漠然と呼びかけるだけではなかなか進展は難しいのではないかと。まず身をもって市の職員、執行部、そして私も議員の家庭がまず身をもって実践をし、示していくことじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

それと、指定ごみ袋の料金、大で25円の値段は、聞くところによりますと、原価のほぼ倍というふうに聞きました。日々の市民の生活必需品であるこのごみ指定袋、このように倍も利益をかけることはないのではないのでしょうか。原価どおりの値段に軽減すべきではないかと考えます。特に高田市民からは、多くの反発の声が高いなか、税金、保険、年金などあらゆることで負担増の痛みが押し付けられているなか、少しでも市民への負担軽減を検討する意思はないのか、お尋ねをしたいと思います。

次は、中学校の放課後の部活動についてでございます。

先日、あるお母さんが、小6の娘さんについて、「子どもは小さい頃から剣道とダンスを習ってきたけど、来年中学校に入ったら部活のどれかに入らんといかんから、学校部活との両立は、難しいんで、今まで習ってきたこの両方とも止めんといかんのよと、せつかくここまで本人も好きで頑張ってきたのに」と、大変残念そうな表情で語ってくれました。

いま、中学校では、卓球、バレーボール、テニス、野球などのいずれかの部への所属が中学校入学時から義務付けられて、高中に唯一プラスバンド部がありますが、ほかには文化部は一切ございません。私たちの頃と違って、いつからこんなに義務付けに変わったのか。本来、放課後という、子どもたちが本来まさに自由に伸び伸びとする時間帯がなぜこんな窮屈な形になってしまったのか、常々私は疑問を持っておりました。確かに、スポーツはすばらしいし、私も下手ですが、好きなほうの一人であります。しかし、やりたい子どもが、まあそのスポーツに打ち込むことは、大変結構で異議はないんですが、子どもには、それぞれ向き、不向きもあり、文化面に向いてる子どももあれば、それぞれ多様な個性があるはずでございます。放課後という自由な時間帯に、音楽が好きな子どもが音楽に、絵が好きな子どもが絵に打ち込んでいけないのでしょうか。あるいは、中には勉強したい子、本を読みたい子、自由に遊びたい子、中

には家業を習って跡を継ぎたいという子もないとは限らないと思います。

子どもの持っている能力の芽を、画一的にスポーツがすべてだということで、これは押し付けではないのでしょうか。子どもたちの持つ多様な可能性を摘み取っているという面は、ないのでしょくか。子どもの持つ多様な可能性ということをどうお考えになっているのか、お伺いをしたいと思います。

私は、放課後は子どもの自主性をまず尊重すべきと考えますが、この小学校教育における部活動の位置づけについて、基本認識についてまずお伺いをしたいと思います。

それと、また同時に、昨今、大変この部活動が中学校におきましては過熱気味で、今の子どもたちの活動ぶりを見ていますと、ゆっくりと丸一日休養する日が、私の子どももそうですし、知り合い関係聞いてもそうです。もうゆっくり本当に休養する日が年に何日もないというのが実情でございます。試合が近づくと、今日もうちの子ども行きましたが、朝練習も加わってさらにヒートアップして、近頃は、帰宅時間はもう夜8時頃になっております。高田の知り合いに聞いても同じです。目標に向かってもちろん努力することは大切なことかもしれませんが、だいたい年端も行かない子どもが、夜が明ければ家から出て行って、日が暮れてから帰宅する、こんな国が世界中に一体あるのでしょうか、勉強も頑張り、部活も頑張り、家によっては塾でも頑張り、いままさに子どもを取り巻く状況は、周りから頑張り、頑張り、まだ足りない、まだ頑張れのオンパレードで、いま、日常的に疲労感を訴える子どもが増えているといわれる社会現象は軽視できない問題ではないでしょうか。努力も必要ですが、子どもに十分な休養のバランスも大変大切ではないでしょうか。

また、交通安全や防犯面からも、日没までにはせめて帰宅するよう効率のよい練習を心がけるよう学校に指導すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（菅 健雄君） 教育長都甲桂一君。

○教育長（都甲桂一君） 岡部議員の、中学校の放課後の部活動のご質問にお答えいたします。

中学校部活動の学校教育における位置づけであります。今年2月、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の審議報告を見ますと、部活動は主として放課後に特に希望する生徒によって行われる活動であり、学校において計画的にする教育活動として位置づけられています。しかしながら、部活動がこれまで中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、部活動を学習指導要領に位置づける方向で検討すべきとの意見が出されています。教育委員会といたしましても、

あくまでも任意の活動であり、強制されるべきものではないと判断しています。

次に、各学校での生徒の入部状況と指導についてですが、先に述べましたように、本人の自主性による入部が本来の姿ですが、本市におきましては、小規模の中学校が多く、数部から選択するのが現状であり、全員が入部しなければ部が存続できない状況にもあります。このような状況を生徒本人や保護者に説明し、理解をいただいて入部を推進しています。

また、文化部につきましては、現在、高田中学校にプラスバンド部があり、他校には設置されていません。

本年度、県中学校文化連盟の設立準備を進めておりますし、それに併せて、市の中学校文化連盟も設立していきたいというように考えておるところでございます。

部活動が勝つことだけを目的として過熱しすぎではないかということにつきましては、中学校の部活動は技術の向上と併せて、精神力や忍耐力、協調性等の育成を目的としておりますが、勝利至上主義に陥らないように指導を行っています。

また、水曜日を部活をしない日として位置づけると共に、土曜、日曜日のどちらかは休養をとるようにしているところでございますが、中体連の試合直前になると、そのようにいかない面も出てきているのが現実であります。

さらに、日々の練習時間につきましても、季節や天候によって終了時間を設定し、日没までには、帰宅するようにしており、どうしても遅くなる場合は保護者と連絡をとり、安全に帰宅できるよう措置を取っているところでございます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 環境課長水江義和君。

○環境課長(水江義和君) 岡部議員の、火葬場の新設についてのご質問にお答えいたします。

火葬場の建設につきましては、人生の終焉の場にふさわしい、海が見え、景観のいい場所を念頭に調査してきたところでございます。いろいろとご意見を聞くなかで、現在、真玉火葬場のある付近がいいのではないか、またご理解がいただけるんじゃないかとの感触を得て、自治委員さんへお願いをして、地元相談会を開催してきたところでございます。しかしながら、以前からの経緯等もあり、住民説得が難しいと判断し、当地区の建設については断念をしたところでございます。

その後、先程述べましたことを念頭に置きながら、新しい建設候補地を調査し、先月住民相談会を開催いたしました。今後とも引き続きご理解とご協力が得られるよう協議を重ねてまいりたいと思います。

次に、ごみ問題についてお答えいたします。

5月30日をごみゼロの日として、ごみゼロ豊

後高田推進大会を、議員をはじめ、自治委員、各種団体や多くの市民のご参加により開催してまいりました。今回の推進大会では、取り組みやすいマイバッグ運動や家庭の生ごみの問題に重点を置き、市民の代表によるごみゼロ市民宣言を行ってきたところでございます。

マイバッグ運動は、身近なごみ減量化の取り組みであり、貴重な資源の消費を抑制するものでございます。この取り組みは、市民一人ひとりの取り組みが重要であり、そのためには、市職員とその家族が率先して利用普及しなければならないと考え、旧豊後高田市時代から取り組んでまいりました。今後におきましては、全職員へ徹底するようお願いしてまいりたいと思います。

次に、有料ごみ袋についてお答えいたします。

有料ごみ袋制度は、ごみ減量化やごみ処理費の削減が図られること、有料化を実感していただくことで、ごみの減量化やリサイクルに対する市民意識が生まれること、ごみを少量に出す人と、多量に出す人との公平感の確保が図られること、ごみを減らす工夫がされることによるリサイクルの推進が図られ、ごみ減量化につながることを目的に、合併前におきましては旧真玉町、旧香々地町では有料指定ごみ袋、旧豊後高田市では、指定透明袋が導入されておりました。

今回、合併して統一した有料指定ごみ袋制度を平成17年4月より導入し、1年2ヶ月が経過したところでございます。議員をはじめ、自治委員、廃棄物減量等推進員や多くの市民のご理解・ご協力により、有料指定ごみ袋の利用と3分別の徹底が図られているところでございます。

有料指定ごみ袋の料金でございますが、合併時に旧真玉町、旧香々地町の導入金額の状況等を参考に充分検討を行い、大25円、小15円を決定したものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 福祉事務所長大園栄治君。

○福祉事務所長(大園栄治君) 岡部議員の、障害者自立支援法における利用者負担の軽減策についてお答えいたします。

障害者自立支援法につきましては、障害者の制度格差の解消及び地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下でサービスを提供する仕組みを創設したものであります。

ご質問の、障害福祉サービスの利用者負担につきましては、これまでの応能負担から定率負担と制度が変わり、障害のある人も社会の構成員として利用負担をすることで制度を支えるようになっております。

なお、新しい制度により、所得の低い方へは負

担の軽減措置が講じられているところでありませ  
ん。従って、市独自の軽減策については考えておりま  
せん。

また、質問の中で、影響につきまして質問があ  
りましたけども、通告時に質問事項にありません  
でしたが、私どもは、新制度への移行は、移行事  
務はスムーズに行われたというふうに思っており  
ますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上であります。

○議長（菅 健雄君） 5番岡部心介君。

○5番（岡部心介君） 再質問をいたします。

まずこの火葬場の建設問題についてでございま  
すが、断念したということは賢明な判断だったろ  
うというふうに思ひます。さらに一層のご努力を  
お願いをする次第でござひます。課長も毎回議会  
の度に大変やかましく言われて、ご努力をされて  
いるわりには、なかなか事態の進展が見込めない  
ということで、身も細るような思ひもされてるん  
じななろうかと思ひますが、ぜひとも今後とも  
よろしくお願ひをしたいと思います。

それで、1つ、これ門外者の私が言うのもあん  
まりどうかと思ひますが、この候補地予定地とし  
ましては、まあ住宅地から離れて、しかも市の中  
心部に位置するということになりますと、都甲か  
ら上がった農免道路あたりですね、あのあたりと  
いうのは比較的その条件に適うんじななろうか  
というふうに思ひますが、まああの、そういった  
地域について具体的に、あのあたりについて検  
討されたようなことはあるのかどうか、お尋ねを  
したいと思います。本当に状況厳しいですから、  
笑い話じゃないです。確かにあのあたりは傾斜は  
厳しいし、平地も少ないわけでありましたが、検  
討に値するエリアではななろうかというふうに思  
っています。

それから、障害者自立支援法についての答弁で  
ござひますが、この障害者の方々への法施行によ  
る年金と負担料の關係を見てみますと、施設入所  
者のケースを取って考えてみますと、低所得1の  
市町村民税非課税世帯の障害基礎年金2級では、  
月6万6,208円の受給がありますが、軽減措  
置後のサービス利用料、食費負担金を合計します  
と、手元には、2万5,000円しか残らない。  
同じく低所得2の基礎年金1級では、月額8万2,  
758円の受給がありますが、手元には、2万8,  
000円しか残りません。これがまるまる障害者  
の方の小遣いならいひんですが、これで身の回り  
の日用品を揃えたり、あるいは交通費などの生活  
費、また場合によっては、通院や医療費などにも  
必要となります。

さらに、家族の負担も大変で、それならもうサー  
ビスを削るしかないというふうな深刻な事態に  
なっております。近くの障害児を市内の授産施設  
に通わせておりますある知り合ひのお母さんは、

やはりそこでも利用を控えようとかいう声はや  
はり起きているようでござひます。国は障害者は  
早く死ぬというのかと言ったような会話がまさに  
交わされてるとも話しておりました。障害者と家  
族に及ぼしている影響について、今後とも検証が  
ぜひとも必要であると思ひますが、その意向につ  
いて、お尋ねをしたいと思います。

それから、ごみの問題ですが、私がこのマイバ  
ッグにこだわるのは、このマイバッグというのは、  
例えばごみの堆肥化ですとか分別というのは、大  
変必要なことなんですけども、なかなかこの人  
目につく取り組みではござひません。マイバッグ  
というのは、もちろん買い物に持参し、人が集  
まる、人と人との出会いの場に持って行くわけ  
でござひますから、PR効果、啓発活動に大きな  
意義があるんじななろうかというふうに思ひ  
ます。

それで、市の職員に対してマイバッグ運動につ  
いて、実施するように今まで取り組んできたとい  
う話がありましたが、その後の実態調査なり、あ  
るいは、いま、さらに徹底するという答弁があ  
りましたが、どのような方法で市の職員に徹底  
していくのか、その具体策についてお考えなら  
お尋ねをしたいと思います。

それと、中学校の部活の問題ですが、先程、こ  
れは任意で強制されるものではないと。で、部の  
、少子化の中で部の存続が危ういなかで必要な  
このことなんだというふうな答弁でござひ  
ましたが、保護者もそれから学校も、部活が  
任意であるというふうな意識は持  
っていません。もう必ずこれは  
入らなきゃいけない義務なんだ  
というふうに思っています。  
だから先程のお母さん  
のような、「今まで習  
ってる、やってきた、打  
ち込んできたスポーツを  
断念しなけりゃいかん  
のよ」というふうなこ  
う意見が出てくるわけ  
でござひます。

その辺の教育委員会、教育長言われたことと、  
現場との間に、部活についての認識の乖離がある  
んじなないかと思ひますが、それはどうしょう  
か。任意であるなら、任意であると。強制する  
ものじゃないということをやはり学校現場に徹底  
して指導すべきじゃないでしょうか。

それから、やっぱりその部の存続といひますが、  
反面先程申し上げましたようにですね、この子  
どもの持つる多様性とか個性ということ、部の  
存続のためには、これもう犠牲にしてもやむを得  
ないということ暗に言ってるようなもんですが、  
このようにその、子どもの持つるですね、多様  
性を否定してですね、部の存続のほうが大事なん  
だというのは、ちょっと行き過ぎじななろうか  
というふうに私は考えます。大変な画一的な押し  
付けが現場でなされてると。

答弁をお願いしたいと思います。

○議長（菅 健雄君） 教育庁学校教育指導室長  
早田義司郎君。

○学校教育指導室長(早田義司郎君) 岡部議員の再質問にお答えします。

部活動が強制ではないかということですが、先程教育長がご答弁申し上げましたように、あくまでも任意であり、そして小規模の学校では、確かに全員部活制をとっておりますが、これも保護者、それから本人の理解を得て行っているということですので、学校現場としてもそういうふうに捉えております。

それから、部の存続につきましても、やはりそれをさせる意味です、やはり入ることがその伝統を受け継いでいくということにもつながっていきますので、どうしてもその部が存続できないようであれば、次のところを考えていかなければなりません、そういうことで現在推移をしているところでもあります。

それから、なお、そういうふうな今回調査を試みたわけですが、改めて、入りたくないから次の部を作ってくれとそういうふうな意向等の要望は出ていないというふうにこちらは聞いております。

それから、個人の多様性、個性の否定ではないかということですが、各学校ともですね、例えば部活動以外の、空手をやったりとか、ピアノを習ったりとかそういう部分におきましては、そういうことも充分配慮しておりますし、やっているということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 環境課長水江義和君。

○環境課長(水江義和君) 岡部議員の再質問にお答えいたします。

まず、火葬場の建設用地の件ですが、今日まで建設候補地につきましては、充分調査検討してきたところでございます。

次に、職員のマイバッグ運動の取り組みにつきましては、今後徹底するよう取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 福祉事務所長大園栄治君。

○福祉事務所長(大園栄治君) 岡部議員の再質問にお答えいたします。

障害者自立支援法での利用者負担につきましては、1割負担が原則となっております。負担が増えないように上限額が設定をされておりまして、軽減施策につきましては、そのほか個別減免とか、補足給付とか、あるいは社会福祉法人をサービスを受けた場合の軽減措置がございます。この制度は、障害のある人も社会の構成員として利用負担をすることで制度を支えようという制度でございます。これまでのゼロ負担から定率負担ということで増えたと思っておりますけれども、そういう制度でございますので、ご理解をいただきたいと思いま

す。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 5番岡部心介君。

○5番(岡部心介君) 再々質問をいたします。

この中学校の部活の問題ですが、先程教育長からその、市の文化連盟の発足というふうな答弁ございましたが、この内容についてもう少し具体的にご説明していただきたいと思っております。先程の答弁の中でありましたね、市の文化連盟という言葉が。はい、中学校の文化連盟ですね、これが具体的にどういう性質、方向示すのか、ご説明をお願いをしたいと思います。

以上の1点で質問終わりたいと思っております。

○議長(菅 健雄君) 教育長都甲桂一君。

○教育長(都甲桂一君) 市の文化連盟の内容等についてでございますけれども、県がもう3年前からこの設立準備を進めてまいりまして、予算獲得等についてもいま検討いたしておるところでございますし、市といたしましても、本年度担当の校長ももう決定しておりますし、その中で、市が毎年行っております市の音楽会、あるいはまた、それから文化祭での展覧会、あるいは、また、正月明けの書初め展覧会とかそういうようなものを、この中学校の連盟の中に位置づけまして、いろいろな文化的な活動が積極的に推進できるよう、今後検討いたしていきたいと思っております。すでに、中学校独自の文化部としては、先程申し上げました高中だけしかありませんけれども、そのほかのいろいろなものをその中に取り込みまして、中学校文化連盟の活動の一環としてそういうようなものを行っていききたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○5番(岡部心介君) 終わります。

○議長(菅 健雄君) 12番吉高彰生君。

○12番(吉高彰生君) では12番吉高彰生です。通告に基づきまして、一般質問をいたします。

まず第1点目は、市内小中学校のパソコンに関する情報管理についてお尋ねをいたします。

いまやパソコンのファイル交換ソフト「ウィニー」を悪用したウイルスによる情報漏洩事件が多発をしております。2006年3月現在、国内で数万台以上のパソコンがウィニーを悪用するウイルスに感染し、コンピューター内の大事なファイルや機密情報などを知らぬ間にインターネット上に大量に流出してしまっています。これは、一度流出してしまったファイルは、そのすべてを回収することは不可能と言われております。また、以前にウィニーを使っていた方もウイルスに感染している可能性があります。

このように機密情報が流出して社会問題となっていることは、皆さんご承知のとおりであります。官公庁から民間企業まで情報が流出していますが、

私は特に学校現場に限って質問をいたします。

これは、去る4月16日付けの毎日新聞の記事からであります。

毎日新聞は、学校でのパソコンの管理実態について47都道府県と15政令市の教育委員会に聞き取り調査を実施した。公務に使っている私物のパソコンの台数を一部でも把握しているのはゼロとの回答を含め、3分の1の21教育委員会にとどまった。管理が行き届きにくい私物パソコンは、情報流出の危険性が高いとされ、教育現場での対応の遅れが浮き彫りになった。また、学業成績などの情報流出は、全国で17件発生していることがわかった。

パソコンの台数を把握している21教育委員会のうち、17教委が私物パソコンの使用を確認、不明の41教育委員会の中でも、教職員アンケートの結果として、教諭の8割が私物を使用、これは札幌市です。兵庫県の中学校で6割弱などの回答があった。北九州市では、市全体としては私物パソコンの公務使用を禁じているが、市教委は、教職員全員に公用パソコンが行き渡っておらず禁止できないと実情を訴えた。

次に、ご紹介する記事は、山陰中央新報というローカル紙であります。ファイル交換ソフトウィニーなどを介して重要情報がインターネット上に流出する問題が相次ぐなか、島根県内の県立学校教職員の6割強に当たる約1,500人が現在も公務に私物パソコンを使っていることがわかった。県教育委員会は、パソコンの厳格運用を定めた安全対策要領を6月に施行、これに併せて、1人1台の公用パソコンが行き渡るよう配備を進め、教育現場から私物を一掃する。

このような全国の状況の中で、まず、当豊後高田市の各学校の公用パソコンの充足率の現況とその情報管理についてお尋ねをいたします。

次に、第2点目でございますが、豊後高田市議会本会議のテレビ放映についてお尋ねをいたします。

合併して新生豊後高田市が誕生し、新市建設計画の最重点計画として、光ケーブルによる新世代CATVのネットワークについての整備に取り組まれています。このことに先立って、もうすでに地域イントラネットワークは構築され実用化されています。この地域イントラネットワークに新世代のケーブルテレビがリンクされて、ITによる地域間の格差を是正する事業であると承っております。まさに、時空短縮最先端事業と捉えています。去る市報4月号に、「超高速の光が地域をつなぐケーブルテレビ構築事業を開始します」という見出しでその概要をお知らせしていました。その中に、自主放送ができる施設も作るようになっているようです。このようなすばらしいITネットワークに市議会本会議のCATVケーブル

テレビによる放映をすることは、議会と市民の距離がより短くなり市議会活性化につながることもなります。このことにつきましては、以前、地域イントラネット基盤整備事業に取り組んでいるなか、去る平成14年の6月定例会で一般質問をいたしました経緯があります。

大分県下では、現在本会議をインターネット中継しているのは、大分市議会が2004年12月議会から、また大分県議会は2005年6月議会からインターネット中継とケーブルテレビ中継両面でも実施をしています。さらに、テレビの放送は、ケーブルテレビ放送施設を持っている自治体のようです。

そこで、このITネットワークの中に組み入れることについて市長の所信をお尋ねをいたします。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 市長永松博文君。

○市長(永松博文君) 吉高議員の、市議会本会議のテレビ放映についてのご質問にお答えをいたします。

本年度から着手いたしますケーブルテレビ構築事業は、光ファイバーを使った情報通信ネットワークを市内全域に敷設するもので、この事業により市民の一番身近な情報媒体でありますテレビの難視聴地域の解消、そしてまたデジタル化に伴う難視聴地域の拡大防止、これとともに、5年後に迫ったアナログ放送の終了にも対応することが可能となります。

また、自宅のテレビを通じて、行政防災情報をはじめとして、市からの各種のお知らせなどを市内のどこでもご覧いただくようになります。さらに情報化社会の社会基盤としてなくてはならない高速情報通信が市内全域で可能となり、現状利用できる通信サービスが地域によって現在は限られておる本市にとっては、情報格差を是正し、地域間格差のない一体的な発展が図れるものと思っております。

加えて、双方向通信を活用した安否確認などのシステムによる高齢者でも、安心して暮らせる町づくりにも寄与できるものであります。

議員ご質問の、本会議のテレビ放送につきましては、技術的にはテレビの自主放送チャンネルによる放映と、通信用を利用したインターネットによる放映が可能でございます。現在、県内では、6市においてケーブルテレビによる議会のテレビ放映が行われておるようございまして、本市におきましても、ケーブルテレビによる放映を実現してまいりたいと考えております。

今後、実施にあたっての具体的な内容につきましては、議会のご意見を尊重し検討してまいりたいと考えます。

その他ご質問につきましては、教育長に答弁させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 健雄君） 教育長都甲桂一君。  
○教育長（都甲桂一君） 吉高議員のパソコンに関する情報管理と充足率についてお答えいたします。

本市における市内の小中学校のパソコンの設置状況につきましては、政府のe-Japan戦略に基づき、すべての小中学校からインターネットに接続ができ、すべての学校のあらゆる授業において、教職員及び児童生徒がコンピューターを活用できる学習環境を構築するため整備を進めてまいりましたが、平成17年度末をもって整備を完了し、国の教育用パソコンの整備目標である児童生徒5.4人に1台を上回る2.9人に1台という整備状況であります。

議員ご質問の、教職員用公用パソコンの整備状況につきましては、1人1台を目指して整備を進めてまいりましたが、平成18年4月1日現在、臨時講師等を除いた教職員に対しては充足している状況であります。

次に、公用パソコンの情報管理に対する教育委員会の対応についてですが、議員ご指摘のようにファイル交換ソフトいわゆるウィニーなどを媒介とするコンピューターウイルスを起因とする個人情報や機密情報の流出事件が多発し、社会問題となっております。教育委員会といたしましても、このような事態を未然に防止するため、校長会等通じまして、公用パソコンまたは、やむを得ず公用で使用する私用パソコンへのファイル交換ソフトなど不必要なソフトウェアのインストールの禁止はもちろんのこと、昨年度策定いたしました豊後高田市立小中学校コンピューター及びインターネット利用規定の遵守を周知徹底をいたしているところでございます。

また、すべての公用パソコンに対しましても、ウイルス対策ソフトのインストールをするなど常に最新の安全対策を講じているところでございます。

今後につきましても、引き続き情報流出の防止対策に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 12番吉高彰生君。  
○12番（吉高彰生君） では再質問をいたします。

再質問として、私なりにIT情報管理についての情報流出防止策としての考えを提示をしてみたいと思います。

まず1点目は、公用パソコンへのファイル交換ソフトウィニーのインストールをまず禁止をするということ。

それから2点目として、個人情報の入った記憶媒体、例えばUSBフラッシュメモリーなどの学校外持ち出し禁止、パソコンを通じた個人情報の

流出は、情報を記録媒体に入れて自宅に持ち帰り、ウィニーをインストールした私物パソコンを通じて流出したケースが大半のようです。これまでに、17件で合計約5,800人分の児童生徒の個人情報流出しているようであります。

次3点目が、常に最新のウイルス対策ソフトを装備するなど、そもそも情報流出はファイル交換ソフトウィニーそのもの自体ではなくて、ファイルを交換の過程で介在するウイルスの仕業です。ウイルスがパソコンに入る前にワクチンを接種しておくのであります。ウィンドウズのパソコンであればマイクロソフト社のアップデートを自動設定し、インストールしておくのがまず基本となりますが、その上にワクチンソフト、例えばマカフィー社やシマンテック社などをインストールしておく安全であります。

ちなみにファイル交換ソフトウィニー起動阻止ツールという、ウィニーストップというソフトもあるようです。価格は1年間で1ユーザーライセンス980円。パソコンがない以前から、特に教職員が自宅で仕事をせざるを得ない状況は多々ありました。ましてやITの時代です。放課後だけでは時間が足りない場合、自宅へ持ち帰らなければ仕事が消化しきれない現実の前では、問題の全面解決には程遠いのが現状ではないかというふうに捉えております。そうした学校現場の特殊性を踏まえ、しかも安全性をどのように確保していくのか。今後の課題であります。

当豊後高田市教育委員会でも充分なご検討を今後もお願いをしたいというふうに思っております。

次に、2点目のテレビ放映についてでございますが、市議会本会議のケーブルテレビによるテレビ放映については、リアルタイムでの実況や、録画したものを視聴率の多い日時に合わせてとか、インターネットによる方法でも、リアルタイムの中継の方法、また、インターネットを使った録画放送、オンデマンド配信の方式が考えられます。

この方式は、日時別や時代別に議会の見たい部分だけを好きな時間に見ることが出来ます。テレビ放映で実況か録画か、インターネットでは実況か録画放送のオンデマンド配信の4通りと考えられます。問題は、どこに絞るかということになるわけですが、その視点は、財政上から見て、ランニングコストが安くて、視聴率が高いものは何かということから検討しなければならないというふうに思います。テレビによる録画放送に絞られるのかなあとも思いますが、何しろ私は専門家でなく素人です。どの方法がよいか、今後検討していかなければならないものと考えております。いずれにいたしましても、新世代ケーブルテレビの今後のスケジュールの工程についてお尋ねをいたします。

6月13日

以上です。

○議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 吉高議員の再質問にお答えを申し上げます。

ケーブルテレビ構築事業のスケジュールにつきましては、先日、農林水産省から交付金決定の連絡をいただいたところでございます。これに基づきまして、本年度は、実施設計及び施行業者の選定を行い、伝送路の一部につきまして工事に着手いたします。平成19年度は、18年度に引き続きまして伝送路及びセンター施設の整備を行い、平成20年度前半を目途にサービスを開始したいと考えております。

本会議のテレビ放映につきましては、このケーブルテレビ事業の進捗状況に併せて、先程市長がご答弁申し上げましたように対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 12番議員、再質問に対しましてまだ答弁が要りますか。

○12番(吉高彰生君) ただ今の説明で充分理解できましたので、質問を終わります。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 2番安達 隆君。

○2番(安達 隆君) 2番安達 隆です。2点にわたって質問いたします。

まず第1点は、青果市場の存続の問題についてであります。

私は12月議会において、県の農林水産部が主導する市場の統合を断固として反対し、豊後高田市にとって、地産地消の大黒柱である高田中央青果市場を維持発展させるべく県当局と交渉するようお願いしました。その進捗状況をお聞かせください。

2点目は、さらなる行財政改革に向けてであります。

改革という言葉は、古い制度や機構を新しい時代に適応するものに改めることですが、現在の行財政改革は、人を減らし、給料を減らし、我慢せよ、辛抱せよ、一生懸命働けというふうにししか聞こえません。当市においても、職員給与、特別職の給与、議会費の削減が行われ、最後に残ったのは特別職の退職金の問題であると思います。

そう感じたのは、先般の小泉首相の記者会見での発言からです。日本国内閣総理大臣小泉純一郎氏は、「私が辞める際には、退職金が700万弱おろるが辞退したい。全国の首長も私に倣って辞退すべきだ」と述べました。特別職の退職金の全廃を日本国の総理が訴えたわけですから、このことがさらなる行財政改革に向けて必要であると強く感じます。市長の見解を求めます。

○議長(菅 健雄君) 農林振興課長北崎順一君。  
○農林振興課長(北崎順一君) 安達議員の青果市場の存続問題についてお答えをします。

議員ご案内のとおり、大分県は、県内を5つのブロックに区分し、統合整備を行うという方針で進めておりました。平成18年3月31日に、卸売市場法に基づく第8次大分県卸売市場整備計画が策定され、公表されたところであります。

これによりまして、当初の構想から大きく転換した計画となっております。本計画の内容は、平成22年度を目標に、集荷力、販売力の強化を図り、流通の広域化と経営規模を確保するため、市場圏域を県全域とする市場再編整備を目指しております。具体的には、大分市、別府市の2つの公設地方卸売市場を地域拠点市場として捉え、他の県内各市場との連携を図ることを主眼に置いております。また経営が困難な市場については、希望する場合、平成20年度までに統合することになります。このような視点から、地域の特色ある市場は存置することとしております。

市といたしましては、地方市場等の意向を尊重しつつ、県と市場との協議を見守りたいと考えております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 総務課長鴛海 豊君。

○総務課長(鴛海 豊君) 安達議員の行財政改革についてのご質問にお答えいたします。

ご案内のように、特別職の退職手当につきましては、現在のような社会機運を背景といたしまして、全国的に議論をされてるところでございます。本市におきましては、このような状況を踏まえ、今後も県や他市の状況等を見極め、検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 2番安達 隆君。

○2番(安達 隆君) 私も先般の聞き取りの後調査をしておすと、平成18年3月31日に正式に県知事の名で第8次大分県卸売市場整備計画というのが出され、大分、そして別府を拠点とし、他の市場が連携していくんだというふうで決まったようで、この問題は一段落したと思います。

ま、市場の問題、市場というのはやっぱり地域の、高田はもう1つ高田魚市場というのがありますが、農業、漁業の振興のためには欠かせないものであります。市長は、就任以来、農業、漁業の振興、そして地産地消を訴えています。そういった中で、まだ一度も高田中央青果へ視察に来てもらってないんじゃないかなと思ってます。どうか一度、時間を作って視察にお出でくださるようお願い申し上げます。

2点目の行財政改革について、全国の動向として、さっき鴛海課長が言われたように、各地の首長が範を示して、自ら退職金制度の廃止に取り組

みつつあります。まあ、いまは当市にとっての行財政改革の本丸となってるんじゃないかというふうを感じるわけです。苦しい財政状況の中、当市の行財政改革を領導されている市長が断固とした決断をされるよう要求して、発言を終わります。

○議長（菅 健雄君） 11番村上和人君。  
○11番（村上和人君） 11番議席村上でございます。次の3点について一般質問をいたしますので、よろしくお伺いをいたします。

まず1点目でございますが、放課後児童健全育成事業ということについて、お伺いをいたします。

本市においては、現在この事業を実施している状況と、今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

市内には、12小学校がございまして、そのうち7校がすでにこの事業を実施しております。残り5校はまだ取り組んでないというようなことを聞いておりますが、それぞれの学校の取り組みの現在の状況について、また、本事業に対する経費はどのようなふうになっておられるのか。また、国、県、市がそれぞれ3分の1負担となっております事業で着手しておられるようなことを聞いておりますが、どういうふうになっておられるのか。

また、この国庫事業に乗れない条件として、国庫事業に乗れない事業に対しては、県として小規模児童クラブと、小規模児童クラブ助成事業というのがあるようでございまして、この県の事業としては、県が2分の1、市が2分の1という負担で事業が成り立っておるようでございまして。その費用の一部がまた保護者から徴収することができるというようなふうにもなっておるようでございまして。

現在、本市においては、どのような事業内容でこの事業が行われておられるのか。また、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、2点目でございます。農業面における地域おこしのリーダーの育成ということについてお伺いをいたします。

本市においては、農地の有効利用に伴い、集落営農の取り組みを推進してきましたが、最近になって新たな動きがちょっと聞かれないようですが、また、集落営農をやっておる事業者の中からは、もうすでに法人化組織へと移行できた地域も市内でできておりますが、今後この事業の推進にあたっては、地域の将来を見据えた意欲のあるリーダーの育成がまず最も必要なことではなからうかというふうに感じられております。リーダーの育成について、その後の状況をお伺いをいたします。

次に、地産地消に伴う今後の取り組みでございますが、本市では、大規模農家の育成とそれから小規模農家の育成ということにより、本市地域全体の活性化を図ろうとしておりまして、大変有意

義な事業であると考えております。今後の取り組みに大変期待をしておるところでございます。本事業に対する取り組みと今後の推進状況について、お伺いをいたします。

次に、グリーンツーリズムの取り組みについてお伺いをいたします。

この事業については、昨年本市合併前に、それぞれの市町において組織ができておるわけですが、現在に至ってその旧合併前の組織がそのままつながっております。現在、市内で4グループができておるわけですが、このグリーンツーリズムに対しては、過疎対策の一環として今後大変期待できるもの、事業であると考えられますが、市として今後どのように取り組み、今後の方向付けをしていかれるのか、お伺いをいたしたいと思います。

次に、3点目として、ほ場整備についてお伺いをいたします。

ほ場整備の推進状況についてであります。農地の有効利用については、まずほ場の整備をすることが必要であり、いまは大型機械の利用できない農地においては、集落営農等の農地集積事業もできないようなわけで、昨年9月議会において、未整備地区や要望箇所の状況調査をするというお答えをいただきましたが、その後の調査等ほ場整備に対する進捗状況についてお伺いをいたします。

なお、この質問については、昨年9月議会において質問をさせていただきましたが、その後の進捗状況についてお伺いをしておるわけでございますので、よろしくお伺いをいたします。

○議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。  
○市長（永松博文君） 村上議員の、農業での地域おこしリーダー育成についてのご質問にお答えいたします。

平成17年10月27日に経営所得安定対策等大綱が決定されまして、この大綱の品目横断的経営安定対策は、一定規模以上の認定農業者または集落営農法人等の担い手に対象絞りをしまして、経営全体に着目した対策に転換する内容となっております。そのため、個別の認定農業者の育成と併せて、集落営農におけるリーダー育成を積極的に推進しなければなりません。市の集落営農組織の中で本年度法人化等が見込まれる6組織においては、法人化及び営農組織の設立に必要な活動費等として、国のほうから集落営農育成確保緊急支援事業を積極的に活用いたしまして、リーダー育成に努めているところでございます。

また、他の組織につきましても、早急にリーダーを育成することといたしたいと思っております。

次に、地産地消についてのお答えをいたします。

市では、地産地消の推進と併せまして、本年度から新たに高齢者、兼業農家、農村女性及び定年帰農者等小規模農家が農業に従事しやすい環境整

備に向けて多様な担い手育成対策事業に取り組んでおります。この事業は、県の補助事業を活用し、小規模ハウス設置助成を、市の事業としては、カリスマ農家による栽培技術の指導や、シルバー人材センターを活用した作付け準備作業援助を行い、農産物直売所等に出荷できる体制を整備するものであります。また、小規模ハウス導入の事業主体となり、生産物の販路の中心となる市内農産物直売所連絡協議会を設立に向けて現在準備をしているところでございます。

次に、グリーンツーリズムの取り組みについてお答えいたします。

グリーンツーリズムは、地域の農林漁業自らの取り組みを基本に考えていますが、新市建設計画において、里山観光プロジェクトにおける重点施策として位置づけ推進をすることといたしております。本市では、農林漁業、農林漁村体験や食の提供、農水産加工、産直、農泊等、多岐にわたります。その受け入れ態勢やプログラムの準備、ネットワーク化等をソフト面の充実が不可欠となっております。こうした中で、旧市町ごとにあった協議会を一本化し、グリーンツーリズムを推進するための準備組織を昨年度立ち上げました。準備会の中で特に要望の高かったのが、農家民泊についてでありまして、香々地地区を中心に6軒の農家より要望があり、現在4軒の農家が申請の手続きを行っております。

すでに、取り組みを行っております田染荘の4軒を合わせますと10軒となり、小中学校等各種団体の受け入れも可能となりますので、今後観光まちづくり会社と連携し、昭和の町や他の観光資源と合わせた商品づくりを検討してまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、担当課長に答弁させますのでよろしく申し上げます。

○議長(菅 健雄君) 子育て・健康推進課長安東良介君。

○子育て・健康推進課長(安東良介君) 村上議員の、放課後児童健全育成事業についてお答えいたします。

児童の健全育成の推進につきましては、常日頃からご理解、ご協力を賜り、放課後児童健全育成事業に取り組んでいるところでございます。近年の少子化の進行、また共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等、児童を取り巻く環境は大きく変化しております。最近の子どもに対する悲惨な事件の多発につきましても心を痛めているところでございます。

本市では、放課後児童健全育成事業といたしまして、放課後児童クラブの育成に取り組んでおります。事業内容は、学校の空き教室や旧幼稚園跡地を利用して児童の適正な遊び場、また生活の場を与え、放課後の児童の安全と健全育成を図り家

庭との連携を図るものであります。

また、本事業は国の補助事業であり、国・県の補助率は3分の2であります。補助対象の利用児童数は10名以上で、年間開設日数も280日以上となっております。また、1日の開設時間も3時間以上が補助要件となっております。なお、県事業の小規模児童クラブにつきましては、現在検討がなされているところでございます。

本市におきましても、事業の趣旨に基づき事業の推進を図ってまいるところであります。

また、本年4月1日に新規に児童クラブの立ち上げを行い、新市では、現在7児童クラブへの事業委託をいたしております。

これからも児童クラブの必要性を考え、まだ実施していない学校区へ出向き、事業の説明を積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

特に小規模校におきましては、児童数の減少に伴い募集人数が不足し、立ち上げまでには至らない状況でございますが、機会あるごとに放課後児童クラブの趣旨を各学校、保護者会等に呼びかけていき、これからの次代を担う児童の安心・安全の確保に努めてまいるところでございますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 農地整備課長尾形雄治君。

○農地整備課長(尾形雄治君) 村上議員の、ほ場整備についてお答えいたします。

平成17年第2回定例会で議員にご答弁いたしましたように、ほ場整備等を含む中山間地域総合整備事業計画にあたりましては、事業の必要性や事業効果等を調査するとともに、要望箇所、地域の熱意、担い手などを含めた総合的な状況把握が必要であります。現在までは、地元からの要望によりまして、本年1月20日、香々地の堅来地区でこの事業内容の説明会を開催してきたところでございます。

今後も中山間地域総合整備事業につきましては、地元のご要望に基づき説明会を開催してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 11番村上和人君。

○11番(村上和人君) それでは再質問を行います。

放課後児童の健全育成事業ということに対しては、私たちもあまりよく内容がわかってなかったわけなんです。最近、ただ今言われましたが、特に小学校の低学年において大変痛ましい事故が続いております。そういうことで、現在この事業の行われていない地区、行われている地区もそうでしょうが、特に保護者の方にとっては大変心配をしておられるようなところをお聞きしてありま

す。特に、山間部に、学校から遠い山間部の子どもたちはですね、現在、1人や2人で帰っておるというような状況が見受けられておりますので、この事業を行えることによりまして、帰宅時間を一緒にして帰られるというようなことができるんじゃないかと。そういうことになると、やはり保護者も安心して仕事に打ち込めるというようなことではなからうかと思えます。

今後、この事業がまだ実施されていない地区においては、特に香々地地区は3校あるわけなんです、実施されていないということで保護者の方々のいろんな話を聞きまして、ぜひこれはこの事業の立ち上げをしていかなければならないなあという気がいたしております。

このことについて、まずこの実施場所ですね、学校の空き教室等利用するのが一番いいのかなと思われそうですが、まあ果たして学校のほうがそういう受け入れ態勢ができるのか。また空き教室あたりを上手に使えるような指導を、市として今後やっていただかなきゃならんというふうに考えておりますが、市としてのそういう具体的な方向付けに対してもう一度お聞きしたいと思います。

それと、グリーンツーリズムの取り組みについてでございますが、グリーンツーリズムに対しては、現在、県組織として大分県グリーンツーリズム研究会と、これはNPO法人として立ち上げておりますが、この中で、日本修学旅行協会というのがございます。ここを窓口として、先程市長さんが言われましたが、修学旅行生の受け入れをしようということで、いま県下4地区に分けて、東西南北に分けて組織を作っておりますが、この修学旅行生の受け入れをしようということで、本市もすでに今年の10月に第一弾の修学旅行生を受け入れをしようやというようなことを方向付けをいたしまして、いまそのことについて取り組みをしているようなわけでございます。

特に、皆さんご存知のように、グリーンツーリズムと言えば大分県安心院というようなことで今まで話を聞いていると思うんですが、まあ本市については安心院よりもはるかに地理的な条件等は優れておるんじゃないかと、私たちは自分でそう思っておるわけなんです、本当に海と山を活かした本市独自の個性あるそういうツーリズムを立ち上げていかなければならんというふうに考えております。

また、修学旅行生の受け入れも、現在では修学旅行生とは言わず、教育旅行という形で我々もツーリズムの中では呼んでおるわけで、現在の学生にとっては、本当の農村の姿を充分感じ取っていただき、今後の自分の人生の中に大きな糧としてつながっていくんじゃないかとというような希望の下に、この事業を立ち上げておるわけでございます。そういうことで、本市としては、やっ

ぱしそういうことの受け入れをする態勢を今後充分協議をしながら、前向きな本市独自のツーリズムを作り上げていきたいというふうに考えておりますが、市として具体的なお考えがあればもう一度伺いをしたいと思います。

それと、次に、ほ場整備の問題でございますが、これは、本当に大変な事業でございます、資金面等についても、これは簡単にいかないところが多いわけなんです、基盤整備がまあできてないということになると、その地域はもう本当に農地が荒れ、そして農地が荒れるだけで済むかという、農地が荒れる、そしてその地域はやがて集落が、農地の荒れるのと共になくなっていってしまうと、こういうことが非常に懸念されております。まあ現在でも市内数箇所において、山間部においても農地がしっかりしておる地域は、その地域が非常に活性化しておるというふうに見受けられますが、農地が荒れてくると、その地域はやがてなくなるんじゃないかと。すでにもうなくなりつつある集落もあるわけなんです、もうそういうことで、まずほ場整備をし、その地域を生き残らせる、そういう取り組みをするためには、今後のこの事業に取り組む大きなこれは決意が必要じゃなからうかというふうに考えております。

昨年9月議会で私はこのことをちょっと触れましたが、ただ今、整備課長の返答をいただきましたが、昨年の言葉とほとんど一緒なんで、何の進捗状況も見られないというふうに感じ取れましたが、これは、事業に対しては、いま、中山間地総合整備事業は、現在市内で旧真玉町の臼野地区でいま、今年度事業としてまだやられるわけなんです、これは、本当に中山間地総合整備事業というのは、手を挙げてすぐできる事業ではございません。やはり国の認定を受け、その事業に入れるまでには、遅くても3～4年、あるいは4～5年かかるわけでございます。こういうことで、臼野地区の溜め池の改修等もいまその事業でやろうというふうになっておりますが、この事業の取り組みについて、香々地、旧香々地地区においては、中山間地総合整備事業に取り組む前提として、香々地町農村基本計画というのを立ち上げております。まずこの基本計画がなければこの事業の採択はできないというふうに聞いており、その取り組みをしてきたわけなんです、その後、昨年9月以降、この整備事業に対する地域の説明会、それをもつということで、市としては方向付けをするという約束をおそらく議会でおると思うんですが、昨年からずっと私はこの問題に対して、市役所のほうにはだいぶ問いかけてきましたが、残念ながら動きがないということで、しびれを切らしてやっと今年の2月に1回の説明会ができたというようなことで、このままいくと、また1年経ってもおそらく進展はしないんじゃないかと

というふうな気がいたしております。

そういうことで、今後の取り組みについて、具体的なひとつ方向付け意見をお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(菅 健雄君) 農林振興課長北崎順一君。  
○農林振興課長(北崎順一君) 村上議員の再質問にお答えいたします。

先程市長が申しあげましたとおり、グリーンツーリズムの取り組みにつきましては、自主的な活動に非常に期待をしております。しかし、今後市といたしましても、田染荘を中心に、合併によりグリーンツーリズムの範囲が非常に拡大いたしました。そういう意味で、今後景観等を最大限活かしたグリーンツーリズムの事業に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 子育て・健康推進課長安東良介君。

○子育て・健康推進課長(安東良介君) 再質問にお答えいたします。

放課後児童クラブの開設場所につきましては、学校空き教室、それから幼稚園跡地等が望ましいというふうに考えております。具体的に立ち上げに至りましたときに、保護者会とも協議をいたしまして、本市といたしましても指導的立場で取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 農地整備課長尾形雄治君。  
○農地整備課長(尾形雄治君) 村上議員の再質問にお答えいたします。

ほ場整備や農道整備等の農業農村事業を推進する上で、受益者の同意が必要となりますし、また受益者負担も伴ってまいります。そういうことで、市といたしましても、熱意がある箇所しか実施できないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長(菅 健雄君) 11番村上和人君、これでいいですか。

○11番(村上和人君) はい、最後です。

それでは、再々質問をお願いいたします。

いま、これはほ場整備のことですが、熱意のあるところしかその事業ができない。これはもう充分分かっておるわけです。熱意があるところしかできないことは分かるとるんですが、ほいじゃあどうしてそれこの事業を伝えていくのか。ところの地域の人はずね、何も分からないわけです。どうすればそういうことができるのか。今までの事業に対してははずね、補助率がおそらく10パーセント以上の事業、これは旧香々地のことに関してですが、そういう事業してきておりますが、この中山間地総合整備事業というのは、これは国・県・市で、国がおそらく55だったと思うんです

が、国・県で85パーセントの補助率です。これで市が後15パーセントという事業なんで、この事業を取り入れることによって、これはほ場整備ができるかできないかということがこれ言えるわけで、いまほ場整備の問題を地域で出すと、とにかく農地からはなかなか収入がないのに、ほ場整備をしてそんな負担金は出せないというところがもうほとんどのようなんです。そういうことで、事業説明もしなくて、熱意があるかないかは私は分からんと思うんです。だからいま言われたようにですな、熱意があるかないか、まず地元に出て行って説明会をもち、そして充分なこの事業に対するこの要件を話をすれば、それからあるかないかが分かるんであって、まあ昨年9月一般質問をしてから、一度もおそらく香々地の地区には、他の、堅来以外には説明会もってないと思うんです。そういうことで、熱意があるかないかというのは、おそらく分からないと思ひますので、今後は、その状況、どういうふうなことをすればこの事業に乗れるんだということを説明をしていただくような方向で取り組んでいただきたいというふうに思ひます。

強く要望いたしまして質問を終わらせていただきます。よろしく願ひいたします。

○議長(菅 健雄君) 暫く休憩いたします。

午後は1時から会議を再開いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(菅 健雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番明石光子君。

○10番(明石光子君) 10番明石光子でございます。通告に基づきまして一般質問を行います。

まず、はじめに環境問題についてお尋ねをいたします。

5月30日、多くの市民参加の下に開催されたごみゼロ豊後高田推進大会の講演で、水俣市のごみ減量とリサイクルの取り組みが紹介されましたが、環境に対する水俣市の女性パワーに感動したのと同時に、改めてごみの減量化とリサイクルの大切さを学びました。循環型社会の構築が叫ばれ、地球にやさしい環境づくりが世界規模で進められるなかにあつて、本市も環境問題に対する市民の関心が年々高まっております。そこで、ごみの減量化対策について6点質問をいたします。

1点目は、昨年平成17年度にごみゼロ豊後高田作戦として多くの市民参加の下、「ごみゼロスタンプラリー事業」や「昭和の町エコマネー事業」、「昭和の町打ち水大作戦」などの環境美化運動や環境負荷低減の事業に取り組まれてきましたが、平成18年度の取り組み予定はどのようになっているのか、お伺ひいたします。

2点目は、エコマネー事業についてですが、平

成16年度から始められたこの事業は、市民の関心も高く、エコ券を手にした方の中には、エコマネーとして利用できる利点もさることながら、やはり自分の住んでいる町の環境美化に少しでも貢献していきたいという思いで活動しているというお話をお聞きして、市の様々な取り組みが市民の環境に対する意識啓発につながってきていることを実感しております。

そこで、平成16年度と平成17年度の実績と平成18年度の見込みについてお聞かせください。

3点目は、マイバッグの利用状況についてはどのように把握しておられるのか、今後の対策についての見解をお聞かせください。

4点目は、家庭用生ごみの減量化についてですが、可燃ごみの中でも、水分を多く含む生ごみの処分が大きな課題ではないかと思えます。

市長が提案理由説明の中でも触れておられるように、ごみゼロ市民宣言の今年度重点目標の1つが、家庭の生ごみ処理ということでもありますので、生ごみの減量化に対する取り組みをお聞かせください。

5点目は、資源回収推進団体の申請状況と、今年度の当初予算額についてお尋ねいたします。

6点目は、大分市が6月1日からスタートさせたごみ減量預金制度は、市民のごみ減量に対する意識を高めるのに大変具体的な取り組みだと思えますが、本市でも実施するお考えはないのか、お尋ねをいたします。

次は、公共施設美化の里親制度の導入についてですが、全国的に環境美化運動が推進されるなかで、ユニークな取り組みをしている自治体があります。美化に携わる団体を里親、公共施設を養子とみなして、行政と里親の間で活動区域や活動内容などを明記した合意書を取り交わすそうです。養子の対象になるのは、公園や道路、市が管理している公共施設で、活動団体に対して市は美化活動に必要な清掃用具を支給し、ボランティア活動保険の掛け金を負担して支援を行うとしています。地方財政が一段と厳しさを増すなかであって、いまは、行政がすべての面倒を見る時代ではなく、市民と行政が一体となって、いかにまちづくりを進めるかが大きな課題だろうと考えます。市民の善意と活力を行政の一環に活用するため、こうした里親制度を導入するお考えはないか、お尋ねをいたします。

次は、教育問題について2点お尋ねいたします。

1点目は、食育の取り組みについてです。

食育は、赤ちゃんからお年寄りまで例外なくすべての人が係わる生活の基本です。現在の食をめぐる状況は、各世代で様々な課題を抱えております。特に、育ち盛りの児童生徒の中には、朝食を抜く子どもが増え、肥満の低年齢化など食生活の乱れからくる様々な弊害が社会問題となっていま

す。

そんな中で、平成17年7月には食育基本法が制定され、食育を国民運動として取り組む機運が高まってきています。毎年6月を食育月間として、さらに小中学生の食に関する意識を高めるために、学校栄養教諭の配置なども進められています。当市教育委員会としては、学校における食育教育については、どのようにお考えでしょうか。

私の調査では、学校栄養教諭が配置されていないのは、九州では大分県だけのようですが、食育の環境整備のためにも、ぜひとも関係機関に働きかけをしてほしいと願うところです。

また、子どもたちに食に対する関心を深めさせるための1つの方策として、市が主催するイベント、例えばそば祭りの際に、早食い競争ではなくて粉からそばを打ったり、おむすびを上手に握るコンテストなど企画したらいかがかと思います。

それから、最近よく「早寝・早起き・朝ごはん」という言葉を耳にします。望ましい子どもの基本的な生活習慣として以前から提唱されてきた言葉ではありますが、特に朝食と学力との関係が指摘をされている今日、その数値があれば教えていただきたいと思えます。

2点目は、児童生徒の安全対策についてです。

杵築市など近隣で中学生の連れ去り未遂事件が発生し、子どもたちはもとより、保護者にも不安の声があがっております。先日、高田中学校では、防犯ブザーを全校生徒に配布したという記事が新聞に載っていましたが、他の中学校の状況はどのようになっているのか、お聞かせください。もし、未配布の学校があれば早急に配布すべきと考えます。

それから、小学校にはすでに配布されていますが、ブザーの所持状況の調査や、有事のときにすぐ使えるよう日ごろからの訓練は実施されているのでしょうか。

また、携帯電話の所持状況と、今後の学校安全の取り組みについても、併せてお尋ねいたします。

次に、火災警報器の設置についてお尋ねします。

消防法の改正に伴い、火災警報器の設置が義務付けられました。新築については本年6月着工分からで、既存の住宅は5年以内とされています。消防庁によると、平成17年の住宅火災件数は、前年度比0.4パーセント増の1万8,769件、放火、自殺者を除く死者は、17.8パーセント増の1,223人と発表しています。本市では、昨年の火災発生件数は何件あったのかをお尋ねいたします。

既存の住宅に対する設置については、5年以内という猶予があると同時に、特に、罰則規定もないだけに、なかなか思うように設置も進まないのではないかと考えますが、火災予防のためには、特に市営住宅や民間のアパート等の集合住宅への

設置は、いち早く取り付けるよう指導すべきと思いますし、火災を未然に防ぐためには、市を挙げて設置に向けて啓発を進めてほしいと考えるところです。

また、新聞報道では、一部の市町村では、警報器設置に補助制度を設ける動きもあるような報道がされていますが、本市の見解をお伺いいたします。

最後は、高齢者対策の介護予防事業について質問いたします。

高齢者が身体機能を日ごろのトレーニングなどによって維持し、できる限り介護に頼らず元気に生活できるよう支援する介護予防システムが4月からスタートいたしました。

この介護予防は、軽度の要介護者を対象にした新予防給付と、介護保険の対象外と判定された高齢者が要介護状態になるのを防ぐ、地域支援事業の二段構えの構成となっていますが、それぞれ関係課での取り組みの概要と2つの事業を合わせた平成18年度の予算額、新予防給付の対象者と非該当者は現在何名いらっしゃるのか、お尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 明石議員の、ごみ減量化対策についてのご質問にお答えをいたします。

私はこの1年、市政の基本理念に「融和、活力、健康」を掲げ、その実現に向けて各種施策に取り組んでまいりました。その中でも合併により、旧市町の枠組みをなくし、市民の融和、一体感の醸成を図ろうと昨年7月から11月までの5ヶ月間、豊後高田市ごみゼロスタンプラリーと題しまして、市内の5箇所の景勝地で、市民の皆さんと共に清掃活動を行ってきたところでございます。

第1回目は、香々地の長崎鼻でありました。あいにくの雨となりましたけれども、多くの市民の方々が参加をされ、雨の中で熱心に清掃活動を行っていただいた姿を拝見いたしまして、深く感謝するとともに、大きな感動を覚えたところでございました。その後、実施いたしました昭和の町、花いろ、尾鷲海岸、若宮八幡の4箇所におきましても、朝6時からという朝の早い清掃活動にもかかわらず、多くの市民の方々のご協力をいただいたところでございます。また、スタンプラリーにも多くの方々のご応募をいただき、参加していただいた方々のアンケートでは、来年も続けてほしい、すばらしい事業だったという意見をいただいております。

これらを踏まえまして、本年度につきましても、昨年度の清掃活動に加え旧市町のさらなる一体感を図るために、全市民を挙げて国道213号線一斉クリーンアップ大作戦を開催することといたしております。

提案理由説明でもご説明申し上げましたように、ごみのない清潔で美しい豊後高田市をつくるため5月30日のごみゼロの日として開催したごみゼロ豊後高田推進大会では、市民の皆さん方とともにごみに対する問題や改善点を再認識していただき、ごみはもらわない、ごみは渡さない、ごみは出さない等を目標に、総合的なごみゼロ運動への取り組みを決意したところでありまして、また、大変な多くの市民の方々のご参加をいただいたということに、非常に感謝をいたしております。

また、これまで実施してまいりましたごみ減量化やりサイクルの意識の高揚を目的とした昭和の町エコマネーや、環境への負荷低減を目的とした昭和の町打ち水大作戦、キャンドルナイトキャンペーンなどの事業につきましても、昨年に引き続き積極的に取り組んでまいります。

今後は、マイバッグ運動と家庭の生ごみの減量に向けた施策を積極的に取り組んでまいりますので、市民をはじめ、議員各位のさらなるご支援とご協力を賜りたいと思っております。

その他のご質問につきましては、教育長並びに担当課長に答弁させますので、よろしく申し上げます。

○議長（菅 健雄君） 教育長都甲桂一君。

○教育長（都甲桂一君） 明石議員の、教育問題2点にわたりますご質問にお答えいたします。

まず最初に、食育の取り組みについてでございますけれども、食は人間が生きていくうえでの基本的な営みの1つであり、心身ともに健康な生活を送るためには、健全な食生活が欠かせないものです。しかしながら、近年、食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、生活習慣病などの健康上の諸問題や、食環境の乱れ等様々な問題点が浮き彫りになってきました。

このような状況の中、平成17年7月に食育基本法が制定されました。この基本法の中に、栄養教諭制度の創設が謳われており、大分県でも来年度、学校に栄養教諭の配置する計画の中で、今年度、食に関する指導の実践研究校に高田中学校が指定され、児童生徒への個別的な相談指導のあり方や、児童生徒への教科特別活動等における指導のあり方等の研究課題に取り組みを始めたところであります。

また、以前から、1月下旬の給食週間では、学校栄養職員による各学校での食育の指導も行っており、高田中学校の取り組みを他校の実践にも広げていきたいと考えています。

また、食育を国民的な運動にするため、6月を「食育月間」、19日を「食育の日」として定め、食に対する関心を国民に喚起していますが、本市では、児童がそば打ち体験をしたり、残滓を肥料として使用した植物栽培の取り組み、さらに家庭科での調理実習等、食に関する様々な体験を行っ

ています。

議員ご指摘の、イベント等についても関係機関と協議してまいりたいと考えています。

次に、朝食と学力の関係ですが、昨年度実施された基礎基本定着度調査の報告書には、朝食の摂取と教科学力の関係を示した結果があり、それによりますと、教科学力の成績を3段階に分けると、上位層では児童の94.5パーセント、生徒の91.9パーセント、下位層では児童の82.9パーセント、生徒の82.1パーセントが朝食を毎日食べており、約10パーセントの差が出ています。これらのアンケート結果から、朝食の摂取や、早寝、早起き等基本的な生活習慣と教科学力には相関関係があることが分かりました。この結果を受け、教育委員会といたしましても、各学校に対し、児童生徒に基本的な生活習慣を身に付けさせるよう指導したところでございます。

さらに、毎年各学校を回っての家庭教育学級を開催しており、本年度は、真玉小学校で開催していますが、第1回の講座では、学校栄養士を講師に食の講座を開催したところであり、学校と家庭、地域が連携して児童生徒の食の指導に取り組んでいく所存であります。

次に2点目の、児童生徒の安全対策についてお答えいたします。

先月、杵築市で下校中の女子生徒がナイフやスタンガンで脅かされ、連れ去られそうになった事件が発生しました。また、その前日にも、小1の男児の手首をつかんで車に乗せようとしたが、男児がとっさの判断で防犯ベルを鳴らしたため、走り去ったという事件も起こっています。

このように、不審者に遭遇したとき、防犯ブザーが有効に働いた事例です。

平成17年第1回定例会におきまして、議員からのご指摘をいただき、当時の小学生全員に防犯ブザーを持たせる指導を行いました。現在、当時の6年生が中学2年生となっており、中学3年生を除けば全員持っていることとなります。

先日、防犯ブザーを持っているかの調査をしたところ、電池切れや、なくしたりした生徒もいました。また、真玉小学校では、卒業時に学校へ防犯ブザーを返却しており、真玉小学校卒業生は持っていないことがわかりました。高田中学校や香々地中学校は、新たに全員に購入しており、他校の持っていない生徒については、防犯ブザーを携帯させる方向で検討してまいりたいと考えています。

また、とっさのときに使用できるよう、不審者情報を学校が受けるために、防犯ブザーを携帯しているかの確認や、その使い方の指導を行っているところであります。

先日の新聞に、児童の携帯電話の所持をどうするかといった記事が載っていましたが、本市の児

童生徒の携帯電話の校内での所持については、全小中学校で原則禁止を取っています。特に事情のある子どもについては、学校と保護者が協議したうえで所持させています。

いま、児童生徒が狙われています。学校は安全といった神話はすでに崩壊しており、スクールガードや地域教育ネットワークの活動を通して、地域の目、保護者の目で児童生徒を守っていきたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 環境課長水江義和君。

○環境課長（水江義和君） 明石議員の、ごみ減量化対策についてお答えいたします。

昭和の町エコマネー事業につきましては、ごみ減量化やリサイクル運動など、環境負荷低減を目的に、平成16年度から旧豊後高田市で取り組みを始め、本年度で3年目の取り組みとなります。このエコマネーは、地域で実施していただいているボランティア清掃活動やごみ減量化、リサイクル活動等の、現金では評価しにくい善意に対し、市内だけで通用する独自の価値基準を定め、別のサービスと交換できるというものでございます。

平成16年度と平成17年度の実施期比較でございますが、市民の方々に発行いたしましたエコ数は、平成16年度は34万6,140エコ、平成17年度は、51万4,280エコで、約1.5倍の増となっております。平成18年度計画につきましては、98万2,000エコを見込んでおります。

次に、マイバッグの利用と、家庭生ごみの減量化の取り組みでございますが、ごみ減量化を取り組む上でマイバッグを利用し、レジ袋を受け取らない運動は重要な取り組みであると認識しています。旧豊後高田市、旧真玉町におきましては、平成13年度に全世帯にマイバッグの無料配布を行ってまいりましたが、残念ながら浸透していないのが現状であります。

また、家庭から出る生ごみの減量化の取り組みでございますが、可燃ごみのうち生ごみの占める割合が大きく、また処分に当たっても水分を多く含むため、処分効率も悪く、ごみ減量化を取り組む上での課題であると思っています。

このような、日常生活により排出されるごみの減量化を推進するにあたり、市民の幅広いご意見をいただくため、各種団体や市民の代表による豊後高田市ごみ減量化推進懇話会を設置してまいりました。懇話会では、ごみの減量化に向けた提言をいただくことにいたしておりますが、特にマイバッグ運動と家庭の生ごみの減量化につきましては、いろいろな方法がありますので、その中で十分な議論をいただきたいと思っております。

次に、豊後高田市資源回収推進団体の取り組み

6月13日

状況でございますが、平成17年度の登録活動団体は27団体あり、古紙類265.35トンの資源回収が行われ、リサイクル化が図られました。本年度は、5月号の市報にて募集を行い、5団体の新規登録があり、32団体となったところでございます。

回収団体に対する補助金といたしまして、平成18年度当初予算額210万円を計上いたしております。

次に、大分市が取り組んでいますごみ減量預金制度でございますが、市民1人当たりのごみ排出量やごみ減量化により節約された経費などを表示するごみ減量預金ボードの設置を行い、市民に公開しているものでございます。また、ごみ減量化方策や、ごみ処理経費の削減で生み出された財源の使い道のアイデアの募集を行うなどの取り組みが行われています。

本市におきましても、市民に減量化の取り組みが分かりやすく、市民意識の啓発につながる取り組みを検討してまいりたいと考えております。

次に、公共施設美化の里親制度について、お答えいたします。

公共施設美化の里親制度につきましては、市が管理する公園や道路、河川、空き地等の公共の場所を子どもにみたく、里親となってくれるボランティアとの間で養子縁組を行い、市と里親との役割を明確にし、できる範囲で自主的に気軽に清掃美化活動等に取り組むことが特徴で、環境美化里親制度またはアダプト制度と言われています。

この取り組みにより町等の美化効果のみならず、まちづくりへの共同意識や地域への愛着、誇りも育まれるなどの波及効果が生まれる取り組みと言われています。

本市におきましては、平成16年度より、旧豊後高田市からクリーンアップ運動支援事業として、この制度と類似事業に取り組んでいます。この事業は、市民5人以上で組織する団体の申請により、公園、広場、道路、河川、港湾等その他公共の場所を自主的に年2回以上3年間継続して空き缶やタバコの吸殻等の収集、ごみのポイ捨て防止の指導及び啓発活動、その他、環境美化に関する活動を行う団体に対し、軍手、ほうき、ちりとり、火バサミ、収集用ごみ袋等の清掃用具の貸与により、市が支援する事業であります。これまで17団体の申請をいただき、それぞれの地域におきまして、清掃活動等に取り組んでいただいております。

今後におきましても、本市のクリーンアップ運動支援事業の推進を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 消防長安藤義文君。

○消防長（安藤義文君） それでは、明石議員の火災報知機の設置についてお答えします。

平成17年の豊後高田市における火災件数は1

8件でございます。そのうち、住宅火災は8件で、全焼は4件でございます。

消防法施行令の整備に関する政令が平成16年11月に施行され、住宅には住宅用防災機器、これがご質問の火災報知器であります。この火災報知器の設置が義務付けられ、条例により住宅防災機器の設置及び維持に関する事項が定められたわけでございます。

新築住宅については、本年6月1日から設置が義務付けられています。また既存住宅については、5年間の経過措置が設けられて、平成23年5月31日までに設置するよう義務付けられております。

住宅に設置する住宅用防災機器の種類には、警報器と報知設備の2種類がございます。この2種類の違いではありますが、警報器につきましては、電池式で作動します。報知設備は家庭用電源で作動させるものでございます。

次に、市営住宅や民間などの共同住宅での防災機器の設置についての取り扱いでございますが、まず、これは消防法施行令で面積などにより規制がされておりますが、警報器設備についての、規制対象外の共同住宅等につきましては、この一般住宅と同じ取り扱いとなっております。

警報器等の設置場所につきましては、寝室、それから寝室に通ずる階段部分などに設置することになっております。また、火災発生のおそれのあると認められる部分につきましては、警報器等の設置について努力していただきますようお願いしているところでございます。

次に、子育て家庭、それから低所得者への購入補助などがございますけれども、市からの措置は今のところございません。

それから、機種につきましては多種ございますが、住宅に設置する警報器は、概ね8,000円程度が目安でございます。

それから、種類でありますけれども、煙式と熱式警報器があります。寝室、階段につきましては、煙式警報器が義務付けられております。それから居間などにつきましては、熱式警報器でも良いということになっております。台所につきましては、熱式警報器の低温式感知器の設置がより効果的であります。

住民の皆様への周知につきましては、市報への掲載を行い、土木事務所、市民課などにおいてパンフレット等の配布をしているところでございます。また、火災予防週間中に、各事業所に文書配布等で啓発行動を行っておりますが、住宅用防災機器の設置につきましては、市民の生命・財産を守るため、さらなる啓発推進を今後も引き続き行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 保険年金課長小野俊久君。  
○保険年金課長(小野俊久君) 明石議員の、高齢者対策についての介護予防事業の概要及び新予防給付についてお答えします。

まず、新予防給付につきましては、平成18年4月施行の介護保険法改正により新たに位置づけられたもので、その内容は、介護認定で要支援1、2と認定された方のサービス給付に係るものであります。

その予算につきましては、介護予防サービス等諸費として2億9,489万9,000円措置させていただきます。

また、本年度において認定された要支援者等の人数は、6月2日現在、要支援1で56人、要支援2で65人、非該当者が4人となっております。要支援者につきましては、今後増加するものと見込んでおるところです。

次に、介護予防事業は、日常生活に何らかの援助を必要とする高齢者が、心身の状態が悪化、または要介護状態に陥ることのないよう援助するために実施する事業です。

内容につきましては、介護予防特定高齢者事業と介護予防一般高齢者事業とに分類され、通所または訪問により、要介護状態等への予防や軽減及び悪化の防止を目的として取り組みを行います。

特定高齢者につきましては、基本健康診査における基本チェックリストで生活機能の低下が見られる方や、要介護認定で非該当者になった方、医療機関等より連絡のあった方、訪問活動で生活機能の低下が心配される方等が候補者となります。

なお、具体的な事業につきましては、関係課よりご説明いたします。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 福祉事務所長大園栄治君。  
○福祉事務所長(大園栄治君) 明石議員の、高齢者対策について、福祉事務所所管の介護予防事業につきましてお答えいたします。

介護予防事業の一般高齢者施策事業といたしましては、地域介護予防活動支援事業、予算額76万1,000円、これは一般高齢者の介護予防に必要な活動や地域ぐるみの活動に助成する事業です。

介護予防高齢者施策評価事業、予算額42万4,000円で、高齢者の心配事相談と指導事業を実施しております。

次に、特定高齢者施策事業といたしましては、高齢者生きがい活動支援通所事業、予算額1,105万5,000円、これは閉じこもり防止、自立助長に必要なデイサービス事業で、利用者負担額1回当たり700円であります。また、生活管理指導事業、予算額175万9,000円、これは、日常生活や家事に対する支援、指導、相談のためのヘルパー派遣事業で、利用者負担額1時間

210円であります。

次に、食の自立支援事業、予算額1,045万で、高齢者で食事の支度が困難な方への配食、安否確認を行う事業であります。利用者負担額一食300円で実施しております。

福祉事務所所管の介護予防事業は以上であります。今後も関係機関と連携しながら、高齢者福祉事業を実施してまいります。

以上であります。

○議長(菅 健雄君) 子育て・健康推進課長安東良介君。

○子育て・健康推進課長(安東良介君) 明石議員の、介護予防事業についての子育て健康推進課が所管する介護予防事業についてお答えします。

一般高齢者施策は、65歳以上のすべての高齢者を対象に、生活機能の維持向上を図ること等を目的に、高齢者の要望等に応じた健康教室を開催しており、花いろ元気アップ講座、保健栄養教室、地域介護予防活動支援事業などに180万6,000円を予算措置しております。

特定高齢者施策といたしましては、まず、各地域を巡回して実施しております基本健康診査の折に、65歳以上のすべての方を対象に運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防、認知症予防、うつ予防の25項目からなる基本チェックリストを自己記入していただき、それぞれの項目の判定基準に従って、特定高齢者の候補者を選定します。さらに、基本健康診査の結果等を踏まえて、特定高齢者を決定し、ケアプランに基づいた介護予防サービスを提供し、状態の悪化を防ぐものであります。

いま現在、基本健康診査が終了している真玉地区において61名、香々地地区においては111名が特定高齢者の候補者と見込まれており、特定高齢者施策事業費として103万9,000円の予算措置をいたしております。

心身ともに健やかで明るく毎日を過ごすためには、個人に合ったきめ細やかな事業が必要であり、関係機関と連携を取りながら事業実施していきたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 10番明石光子君。

○10番(明石光子君) それでは再質問をいたします。

環境課長にお尋ねしたいのは、日常生活から排出されるごみの減量化を推進するために、市民の意見を聞く懇話会を設置したという答弁がありましたけども、懇話会のメンバーは何名で、代表者はどのような立場の方たちなのか。例えば主婦の方も入っておられるのか、その点が1つと、もう1点は、マイバッグ運動と家庭の生ごみの減量については、いろいろな方法があるので懇話会の中

6月13日

で議論していただくということでしたけども、環境課としてはどのような方法があるとお考えなのか、お尋ねをしておきます。

○議長(菅 健雄君) 環境課長水江義和君。

○環境課長(水江義和君) 明石議員の再質問にお答えいたします。

豊後高田市ごみ減量化推進懇話会の人員及びどんな団体の代表者かということでございますが、人員は13名で構成されております。各種団体からの委員をお願いしていますが、豊後高田市自治会連合会より会長と副会長4名、豊後高田市地域婦人団体連合会より会長、副会長2名、豊後高田市ボランティア協議会の会長1名、豊後高田市女性の会会長1名、豊後高田商店街連合会より代表の方1名、財団法人大分県建設業協会青年部の代表の方1名、主婦の方代表2名、それと行政から助役が1名出て、計13名となっております。

それと今後のマイバッグと生ごみの取り組みでいろいろな方法があるが、環境課としての考え方ということですが、特にマイバッグの取り組みにつきましても、市民一人ひとりの方の認識により取り組むことが非常に重要だと考えてます。今後、各種団体等あらゆる機会において、マイバッグの利用をお願いし、啓発活動の展開を図っていきたいと考えております。

特に、先程岡部議員のご質問にお答えいたしましたが、職員の取り組みですが、ぜひ職員も率先してマイバッグを利用してマイバッグ運動を広げていきたいと考えております。

それと生ごみの処理の方法ですが、いま環境課では、コンポスト、ぼかし、ダンボールコンポストなどの取り組みが考えられますが、特に、生ごみは、自然に還す取り組み、処理方法が最適じゃないかと考えているところでございます。

これらの取り組みにつきましても、今後この懇話会の中で議論をしていただき、方法等を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 10番明石光子君。

○10番(明石光子君) 防犯ブザーの件ですけども、真玉中学に配布をされてないということで、真玉中学校に早急に配布をしていただきたいということをお願い申し上げます、質問終わります。

○議長(菅 健雄君) 17番後藤龍太郎君。

○17番(後藤龍太郎君) 17番後藤龍太郎です。それでは一般質問をさせていただきます。

豊後高田市行政改革大綱の中の1つ、香々地保育所、三重、羽根へき地保育所の統廃合と、民間移譲について。

2つ目、消防団の見直しについて、この2点について質問いたします。

2点目の消防団の見直しについては、午前中行

われました近藤今朝則議員の質問と重なるところもありますが、なるべく重複しないように努力します。

それでは、1つ目の香々地保育所、三重、羽根へき地保育所の統廃合についてであります。

現在、香々地保育所に30人、三重へき地保育所に12人、羽根へき地保育所に22人の児童が入所しています。

この3つの保育所のうち、三重、羽根両へき地保育所をなくし、香々地保育所1箇所にするように聞いております。保護者や地域の人に十分な説明をし、理解をしてもらっているのでしょうか、お尋ねします。

2つ目は、消防団の見直しについてであります。

消防団は、地域住民の安全・安心を確保するため、欠くことのできない組織だと思っています。しかし、消防団員のサラリーマン化などにより、昼間に活動できる消防団員数が減少しています。そこに行政改革で消防団員の削減をしたら、地域防災力の低下は必然だと思います。特に、本部より最も遠い地域である香々地地区の防災力の低下は著しいものがあると思われま

す。3月定例会の川原議員の一般質問のときに、団員の削減については、地域性等を考慮し、消防団幹部と十分な協議を行いながら進めると消防長は答弁しております。このことについて、見解を求めます。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 福祉事務所長大園栄治君。  
○福祉事務所長(大園栄治君) 後藤議員の、行政改革大綱の保育所の統廃合等についてお答えいたします。

議員ご承知のように、平成17年度から平成21年度の5箇年における行政改革大綱を本年3月に策定したところであります。この大綱の中の保育所の統廃合につきましては、全国的に少子化、公立保育所の運営費補助金の一般財源化により、保育所運営は益々厳しくなっておりまして、統廃合、民営化が進んでいる状況でございます。

本市におきましても例外ではなく、昨年度かつら保育園定員60名を廃止し、城台保育園へ統合したところであります。今年度は、行革大綱に基づきまして、三重へき地保育所、羽根へき地保育所を廃止し、香々地保育所へと統合するようになっております。

したがいまして、今後は幼児期から集団保育を通し、社会性及び創造性を育み、安全な保育環境の確保を図るため、保護者の理解を得るように説明会等を開催するように考えています。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 消防長安藤義文君。

○消防長(安藤義文君) 後藤議員からの消防団の見直しについてお答えをします。

消防団の見直しにつきましては、先程近藤議員にお答えしたとおりでございますが、後藤議員ご指摘のとおり、特に香々地地区につきましては、消防本部から遠いと、遠隔であるということで、特にそういう地域性を考慮するなかで現在、消防団幹部と十分な協議を行いながら、なるべく減らさないような状況で進めているところでございますので、よろしくご理解のほどお願いします。

以上であります。

○議長（菅 健雄君） 17番後藤龍太郎君。

○17番（後藤龍太郎君） それでは再質問いたします。

保育所の件でございます。三重、羽根両へき地保育所とも保育料は4,500円で、保護者は立地的にも経済的にも大変助かっていると聞いております。また、保護者の間では、何の詳しい説明もなく、一方的過ぎると怒りの声を表わす人もいらっしゃいます。

へき地保育所の設置基準である入所児童数10人以上を両保育所ともクリアしております。また、次世代育成支援対策交付金が国より支給されております。それなのに、なぜ三重、羽根へき地保育所を廃止をしようとするのか。現行どおりでいいのではないかと思いますけど、もう一度見解を聞かせていただきたいと思っております。

それから消防の件でありますけど、香々地地区旧香々地町では、昼間の火災の時は、役場の職員を含め、役場で働く消防団員が初期消火に尽力してまいりました。それが合併により、また人事異動により、香々地庁舎で働く職員数が減り、昼間に活動できる消防団員数は減少しております。

現在の香々地庁舎の職員で1つの分団をやって初期消火に務めてもらったり、また、大分県がいま進めております消防団員確保緊急対策事業で、機能別消防団員や機能別分団を導入することをしながらの消防団員削減を今後していただきたいと思っております。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（菅 健雄君） 福祉事務所長大園栄治君。

○福祉事務所長（大園栄治君） 後藤議員の再質問にお答えいたします。

議員ご承知のように、三重へき地保育所につきましては、現在の位置に、平成5年に老朽化のために建て替えておりまして、現在12名ということですが、今後、少子化の影響で10名を切ってくるという状況、併せて羽根へき地保育所につきましては、昭和42年に神社の土地を無料借地して建てられまして、施設は38年が経過しておりまして、老朽化しているというふうに聞いております。

それら先程申し上げましたように、少子化や公立保育所の運営費補助金の削減等、公立の保育所につきましては、運営が厳しくなっているという状

況から、行政改革大綱の部分で決定をいただいたというふうに考えておりますので、早急に保護者の理解を得りますように、説明会等を開催し理解をいただきたいというふうに考えておりますので、是非ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 消防長の答弁が必要ですか。

○17番（後藤龍太郎君） いや結構です。

○議長（菅 健雄君） 17番後藤龍太郎君。

○17番（後藤龍太郎君） じゃ保育所の件に関しましては、急がなくてゆっくと統廃合を考えていただきたいと思っております。

最後に市長にお伺いしますけど、県は合併による周辺部対策をいろいろ推進していますが、本市では、周辺部の切り捨てが行われているのではないかと感じます。財政厳しいなか、各種団体等の補助金、助成金の減額や削減はいたしかたない場合もあろうかと思いますが、子育て支援や住民の安全・安心に関することは、十分な配慮があってしかるべきだと思いますけど、いかがお考えでしょうか、見解を求めます。

○議長（菅 健雄君） 17番議員に申し上げます。

通告時にない質問ですので、執行部のほうの答弁ができませんのでご了承願います。

議事を進めます。

○17番（後藤龍太郎君） 議長ちょっといいですか。ほんならいまは要望にして終わりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（菅 健雄君） 20番川原直記君。

○20番（川原直記君） 20番川原直記でございます。通告に基づきまして大きく2つの質問をいたしたいと思っております。

第1問として、子育て支援策について何点かお尋ねいたします。

2005年の合計特殊出生率が1.25と、統計を取り始めて最低の率となっております。なかなか歯止めがかからない状況になっております。

県におきまして、出生者数が1万人割をしてしまいました。その中で、当市も子育てに関して熱心に取り組んで、行政と地域が一体となって諸施策を講じていることに敬意を表します。しかしながら、まだまだ、現実に子育てをしている家庭にとっては、共働き等に伴う子育ての負担は大きなものがあると言えましょう。その中におきまして、保育料の問題があります。

現在、国の基準にらんで、7階層に保育料がなっております。特に3歳児未満を見ますと、1階層ごとに約1万円弱の差があります。これは月額であります。年額にしますと、最高17万円ほどの差があります。特に第4、第5は、所得税の6万4,000円をはさみまして、6万4,

6月13日

000円未満と以上で年間12万9,600円の違いがあります。どこかに区切りをつけなければなりません、所得税が年1,000円違って約13万円の保育料の差はあまりにも大きいと思っています。年の所得で言えば1万円違いです。仮に10万円違ってはまだ3万円ぐらいの余裕がある、まあ単純計算であります。せめてもう少しきめ細かく階層を区切ることはできないか、そういう特に所得税を支払って子育てしている階層の方々に配慮をすることで、少しでも余裕のある気持ちで子育てを応援したいものであります。ぜひ新年度に間に合う改正を、検討をお願いしたいと思っております。

次に、市内に産婦人科が現在ありません。これは、市内ではほとんど産声を聞けないということでもあります。全国的にも減り続けていますし、大都市でもある日突然閉鎖となる病院もあるとのこと。市内にも以前は何箇所もありましたが、時代とともに閉院しています。

妊婦さんにとりましては、隣接した市外に願いますしかなく、聞いておりますが、そこで市内にもそうした開院予定等や計画があるか、お聞かせ願いたいと思っております。

また、同時に、小児科も入院等を要する急病や重病の場合、市内にはそういう医療機関はないと思っております。そうした医療に対する格差を少しでもなくなる施策を県に要請していただき、検討して欲しいと思っておりますが、その辺を伺いたします。

次に、子どもの安全等に関するところでございますが、防犯パトロールの現状と対策ということでお聞きします。

現在、小中学校を中心にスクールガード、セーフティパトロールなど、3種類ぐらいの地域の皆様のボランティアによる会を結成していただいています。日頃の取り組みに対しまして頭の下がる思いであります。日本社会の現状を見ましても、まだしばらくそういう方々のお力を借りなければなりません。少し以前までは考えられない社会になっています。

その中で、特に大きな声は聞きませんが、自家用車等でパトロールされている方々も、特に防犯パトロールなどは、夜12時ぐらいまで活動していただいているようであります。

現在高騰しています原油に伴う燃料代等も、年を通じますと高額になることでしょう。今後長く、また新しい方に入っていただくためにも、少しでも負担を減らしていただける方法はないのでしょうか、お聞きいたします。

それから、次に、市民の交通対策ということであります。

先日も、たまたま通告の後、新聞等の報道に載っていましたが、交通弱者や地域の公共交通網につ

いて質問します。現在、地方バス会社による路線が各地区を結んでいますが、廃止になる話があります。事実でしょうか。もし廃止になる場合は、どの路線なのか。また、その代替方法は何かあるのかお聞きします。

昨年12月に、県と合同で復活しました大分空港の県北リムジンバスの運行状況、特に高田からの乗降客等の数がはっきり分かりましたら、皆さんにお知らせ願いたいと思っておりますし、今後の動向、また補助金等が全体像などを市民の皆様に詳しく説明をお願いいたします。

以上で1回目の質問です。

○議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 川原議員の市民の交通対策についてのご質問にお答えいたします。

本市管内の路線バスのうち、上真玉、都甲、田染系統の路線バスにつきましては、地域の生活バス路線の位置付けから、運行事業者に対しまして助成を行い、その路線の維持を図ってまいりました。しかしながら、どの路線も乗車率は極めて低い状況にあり、費用対効果の面から見ても、見直しが必要であることから、廃止の議論がなされているところでございます。

本市といたしましては、現在、これらを代替する地域交通体系を検討しておりまして、また、併せて、市内で運行しております患者輸送車などの地域交通手段や既存路線がない地域の公共交通対策を含めて、市全体としての新しい公共交通サービスの検討をいたしております。

新しい地域交通サービスにつきましては、第1回定例会の提案理由でも申し上げました、地域交通会議を今月中に設置し、新たな交通体系についての協議、決定を経て、地域住民の方々の生活路線の確保に向けての疎漏のないように進めてまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、教育長並びに担当課長に答弁させますので、よろしく願います。

○議長（菅 健雄君） 教育長都甲桂一君。

○教育長（都甲桂一君） 川原議員の防犯パトロールの現状と対策ということで、スクールガード及び教育振興モデル事業の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

ご案内のように、昨年の広島、栃木の小1児童の殺害、さらには、先の秋田における小1児童の殺害等、昨今児童生徒の登下校中を狙った痛ましい事件、事故が相次いで発生し、深刻な社会問題となっております。また、県内においても、先程明石議員に申し上げましたような事件が起こるなど、児童や生徒を狙った不審者による連れ去り未遂事件も頻繁に起こっております。

このような事件、事故の背景には、地域の急速な過疎化や少子化、また地域コミュニティの希薄

化といったさまざまな要因が考えられております。かつては、地域に多くの子どもたちがいて、互いに支え合いながら登下校を行っていましたが、地域の大人たちが日常の一部として声かけ、見守りを行うことで、恒常的に安全・安心を確保することができておりました。

しかし、現在では、少人数の子どもたちが身を守るすべもなく事件、事故に巻き込まれてしまうケースが多くなり、痛ましい限りであります。

そこで、県教育委員会の指導を受け、昨年度各小学校に、また今年度は各中学校にスクールガードを設置し、登下校中の児童生徒の安全を守る取り組みを行っております。

小学校には約300名、中学校には約150名の地域の方々や保護者にスクールガードをお願いし、特に1人で下校する児童生徒の通学路を中心に、散歩したり、車でのパトロールをすることを通して、児童生徒の安全に気をつけていただいております。また、市内に2名のスクールガードリーダーを配置し、週に3回程度市内をパトロールしていただき、学校との安全に対する情報交換を行ってきています。

このようなスクールガードリーダー及びスクールガードの取り組みは、県主導で設置しましたが、今年度は小学校分のスクールガードリーダーの謝金やスクールガードの保険料は市より助成しているところであります。

一方、各学校ではスクールガードの方々との対面式を行い、巡回のコースや順番を決め、安全指導の徹底を図っています。また、児童生徒に対しても防犯教室を開催し、危険から自分の身を守る指導も併せて行っており、一斉下校や教職員によるパトロール等も並行して実施しております。

加えて、生涯学習課においても、昨年度から県教育委員会の補助事業であります地域教育振興モデル事業の指定を受け、地域総参加での子育てのまちづくりを目差しているところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、新市の中での旧市町における中学校区単位で、地域の公民館を拠点とし、公民館長等が校区の相談員となることで、家庭・学校・地域の3者の調整役となり、連携・協力を促すものであります。

一例といたしましては、地域の健全育成市民会議の会員を中心に、警察・自治会・PTA・老人会等と連携・調整を図るなかで、学校が作成した児童生徒の通学路におけるハザードマップを基にそれぞれ各自が啓発用の帽子を着用し、車両用のステッカーを張り、登下校の時間帯を中心に犬の散歩や健康ウォーキングの際における声かけ、車両での巡回パトロールを実施し、児童生徒の登下校時における通学路の安全確保に取り組んでいます。

このように、地域保護者をはじめとした多くの

方々のボランティアに支えられ、市内では大きな事件も発生していませんが、今後とも児童生徒の安全に対するご指導、ご協力をお願いする次第であります。

教育委員会といたしましても、学校教育、社会教育の枠を越えた二重三重の取り組みにより、次世代を担う当市の子どもたちが、安全で安心して健やかに成長できる教育のまちづくりに向け、不審者情報があれば直ちに各園、学校、警察及び関係機関に連絡を取るための連絡網の徹底、月1回の校長会においても情報交換を行うなど、さらなる取り組みを進めていきたいと考えています。

なお、現在の深刻な状況時のみの一過性の取り組みにするのではなく、継続した家庭・学校・地域全体で行う息の長いボランティア活動として定着をするように進めてまいりたいと考えていますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 福祉事務所長大園栄治君。  
○福祉事務所長(大園栄治君) 川原議員の保育料基準額についてお答えいたします。

保育料の基準額につきましては、国の基準額の75パーセントで設定しており、市が25パーセントを負担しております。

なお、現在の各階層別の入所園児数の状況につきましては、第1階層は来園者がいません。第2階層96名、第3階層98名、第4階層130名、第5階層85名、第6階層35名、第7階層8名、計452名となっております。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 子育て・健康推進課長安東良介君。

○子育て・推進健康課長(安東良介君) 川原議員の産婦人科医院等の問題についてお答えします。

我が国の出生数は減少の一途をたどり、少子化が急速に進んでおります。厚生労働省が発表した人口動態統計によりますと、出生数は2004年度には約110万人と、30年前と比較し約半分に減少しております。その背景として、晩婚化や未婚化による出生力の低下などさまざまな要因があげられております。

このような中、産科医療を取り巻く環境は大変厳しく、少子化による経営難に加え、昼夜を問わない過重労働等により、産科を志す医師の減少があり、深刻な問題となっております。

本市の状況といたしましては、分娩を取り扱っている施設はなく、妊婦は市外の産婦人科医院等を受診し出産している状況で、合併後の平成17年度中の出生数は155名であります。

誰もが安心して子どもを産み育てられる環境づくりは大変重要なことであり、関係者と対応を協

議しておりますが、出生数自体が少ないこと、また、全国的な産婦人科医師の減少により大変難しい状況でありますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、小児科における救急医療体制についてお答えします。

小児医療を取り巻く環境も産科医療と同様に、少子化を背景とした医師数の減少等により大変厳しい状況となっております。

本市の状況につきましては、常勤の小児科の医師が1名、二次保険医療圏域となります宇佐、高田保険医療圏では4名おり、各医療機関とも現体制の中で救急時の対応についてご協力いただいているところでございますが、対応が困難な場合は、中津市や別府市の医療機関へ依頼している現状です。

このような中、地域の実情を踏まえた効果的な小児救急医療体制のあり方を協議する場として、二次保険医療圏域ごとに県・市・医師会・小児科医・内科医などで組織する小児救急医療地域推進会議を設置し、協議を行ってきたところでございます。

地域で安心して子育てができる環境づくりは、子育て中の保護者の方にとって大変重要であるとの認識に立ち、今後、協議会を通じ引き続き協議してまいりたいと存じますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 市民課長河野三男君。

○市民課長(河野三男君) 川原議員の防犯パトロールについてお答えします。

まず、市内における犯罪状況の推移についてでございますが、刑法犯は平成15年301件、平成16年284件、平成17年193件と、年々減少しています。平成18年につきましても、5月末までで73件と、昨年比では減少している状況となっております。

近年における犯罪内容につきましては、車上狙いや万引き、器物破損などで、その中でも特に車上狙いが多いのが特徴となっております。県内各警察署管内における発生率におきましても、本市は特に少ない状況でございます。このことは、安全で安心なまちづくりのために日夜警察、防犯協会、関係団体をはじめ、ボランティアで組織されております仏の里セーフティーパトロールによる夜間のパトロールやスクールガードによる登下校のパトロール、また、学校安全パトロール、子ども連絡所設置、地域安全ニュースの月1回の発行など、各関係者や関係機関の皆さんのご尽力の賜物だと思っております。

また、市所有の全公用車には「子どもたちは安全ですか」のステッカーを張り、日常業務の中でも防犯意識の向上を図っているところであります。

特に、夜間のパトロールといたしましては、毎月第3金曜日の夜に防犯協会をはじめ、各団体等の連携によるたまり場補導や公園、遊戯施設、深夜のコンビニエンスストア等のパトロールを行っているところでございます。

これからも市内における安全・安心なまちづくりの一層の環境づくりを警察・関係団体・地域の方たちと連携しながら進めてまいりたいと思っております。

なお、助成策につきましては、ボランティア精神のもとで活動していただいておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 市民交通対策についての県北空港リムジンバスについてお答えをいたします。

大分空港と県北地域を結ぶ公共アクセスは、平成16年3月31日に大分交通によるバス運行が廃止されて以来、空白状態にあり、県北地域におけるアクセス整備が課題となっております。

このような状況の中で、平成17年12月27日から平成18年6月30日まで大分空港国際化等利用促進期成会が運行主体となり、代行北部バスにより6ヶ月の実験運行という形で再開されることになったものであります。

4月までの利用状況は、毎日6往復、延べ1,500便運行し、1便当たりの乗客は2.5人で、延べ3,744人に利用されております。そのうち本市管内での利用は延べ1,042人となっており、概ね全体の28パーセントを占めております。

7月以降の運行につきましては、本路線が大分空港と県北地域を結ぶ唯一の公共アクセスであり、空港の利用客増、企業誘致や観光振興に資するものとして必要があるとの観点から、これまでの実験運行とは別に、県・関係市・大分空港ターミナルで予算措置を講じて、平成19年3月まで継続することとなったものであります。

本市といたしましても、運行の趣旨を踏まえ、利用客増加に向けた広報、宣伝活動を強化したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 20番川原直記君。

○20番(川原直記君) ただいま皆さんにお答えをいただきましたけど、初めですね、保育料の問題ですが、先程後藤議員の答弁の中にもありましたように、現在ある保育園でも廃園に向かって考えているなかで、なかなかそういったお一人おひとりの保育料のことまでは行き届かないかもしれませぬ。しかしながら、国の基準の75パー

セントで設定しているということで、概ね全国的にこういった金額になつてくるんだと思いますが、先程私が申しましたように、1,000円の所得税の違いで年間12、3万円の差があるということにつきまして、もう少し配慮のある方法は取れるのではないかと考えておりますし、こういう段階じゃなくてこういった6万4,000円、16万未満、40万8,000円という所得税におきまして計算の方法もあるのかなと思っておりますので、ぜひともですね、そういった階層数の多いところでございます。第4、第5というのは、ぜひ今後、市内で子育てするために、より良い、より子どもの産み育てやすいという環境を考えるならば、そういった方法も大いに考えていただきたいと申しておりますし、来年度は、また定率減税の今まで20パーセントが10パーセントになりますし、その階層にあてはまる人も出てくるのではないかと考えております。

また、その次の年は定率減税がゼロになるということでもありますので、ぜひともそういったことまでお考えいただきまして、子育てに関してもう少し市の熱心さを皆さんに訴えてもらいたいと思っておりますし、進出企業等で若い世代も増えるのではないかと考えております。高田の町が、市が「昭和の町」ということで売り出してあります。ぜひともそれと相伴って、子育ても本当に昭和の時代のように産み育てやすいんだということをアピールするためにも、そういう保育料のこともありますし、産婦人科等のこともあります。

これは、一番近いところは宇佐市でありましょうが、宇佐市におきましても私立の医院でございます。いつどういう事情で閉院になるかも分かりません。特にこの問題は1市だけでできる問題ではないと思いますが、将来的には、国が大きな責務を抱えるようなことになろうかと思っております。小児科の医院につきましても、県のそういった24時間態勢の小児救急医療に対しまして、市も大いに働きかけていっていただきたいと思っております。

それから、防犯パトロールの現状と助成策についてということでもあります。

これも先程申しましたように、沢山の方が嫌々やっとなるんじゃないかと、本当に皆さんお気持ちで動いていただいておりますし有り難いことだと思っております。何回も申しますように、行財政改革におきましていろんなものをカットするなかで、そういったものに助成はできないかもしれませんが、子どもを守る安全ということを考えますと、各種いろんな福祉基金等の使い方もそういった意味では考えられるのではないかと考えておりますので、ぜひともその辺も考慮していただきたいと思っております。

それから、定期バスの運休は、ただいま言った

3路線が乗客乗車率が少ないということで、代替に市のコミュニティバス等を考えておるといようなご答弁でございました。昨年から私も1、2回質問させていただきましたが、ぜひとも効率的な運行のできるそういった市民の足を確保していただきたいと願っております。

それから、最後に、県北の空港リムジンバスであります。ただいま課長から説明がございましたが、高田からの乗車が約1,000名ということでございます。本年当初予算で確か200万円のこの空港リムジンバスについて予算が計上されておりました。高いか安いかは、皆さんそれぞれの判断でございましょうが、乗車数を確保したい、何とか観光のまちに結び付けたいという熱心さも分かりますし、そういったものがあることを望んでおりますが、16年の3月廃止に民間バスが踏み切った時点である程度の答えはあったのかも知れませんが、これは一応来年の3月までの続けでということでございますので、またその時どういった状況になるかは分かりませんが、皆さん方の努力によりまして、極力乗車率が上がるのを願っておりますが、どうしても低い場合は、また地域の路線バスの廃止を考えますと、なかなか継続も難しいのではないかと考えております。

ただ今何点が質問いたしました、そういった子育てに関して、いま、保育料の問題、それから産婦人科、小児科ということにつきまして、特に市長のお考えがありましたらご答弁をいただきたいと思っております。質問は終わります。

○議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、まず保育料の話から、国の基準の75というのは、どこもということではありませんで、これは高田独自の設定でありまして、市として25パーセントをもちましよう、それで父兄の方々に75パーセントしましよう、そういうことで、他の市におきましては、まだ安いところもあるかもしれません。そのところは分かりませんが、そういうことでございますので、どこも75だということではないということは知っていただきたいと思っております。

それから産婦人科のことなんですけれども、これなかなか、先程課長が言ったとおりでありまして、非常に難しい。特に産科というのが危険もあるというようなことの中で、婦人だけでも、ならいいというような状況の中で、いろいろ関係の方々とも相談をしたんですけど、なかなか難しい状況でありますけれども、ただやはり、人が増えればそれだけということはあると思っております。そこ辺のものを、これからもそういうことに努力をしていきたいと思っておりますし、また小児科の緊急対策なんですけど、これはうちもありませんし、宇佐もないという状況のなかで、いま、中津をお願いしているということでもあります。これも先程

6月13日

お話しさせましたように、先生方ともいろんな議論をし、なかなか難しい状況にあるということがあります。

それで、子育てをどうするかということの中では、やはり我々地方公共団体を預かる我々も充分にしていかなきゃならんだろうと思っております。また、それと同時に、少子化対策というのは、やはり国・県・市三者でやらなきゃならん問題、特にやはり国には期待をするということもございませぬし、我々ができる範囲はやっていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 40番大石忠昭君。

○40番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。私が最後になりましたが、時間いっぱい質問をしたいと思っておりますので、市長は質問の要旨に答えて、市民の理解できるように明確な簡潔な答弁をしていただきたいと思っております。

最初は、国政に係わる問題ですが、国会で審議されております教育基本法は、憲法に反する2つの大問題があります。

第1は、「国を愛する態度」をはじめ、20に及ぶ「徳目」を「教育の目標」として列挙して、その「達成」を義務付けるといふ、新しい異常な条項が入ったという問題です。これでは特定の価値観が子どもたちに強制され、憲法19条が保障する思想・良心、内心の自由を反することになります。

第2は、国家が教育内容・方法に無制限に介入することが許されるのか。改悪案は、現行教育法第10条にある「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行わなければならない、行うべきものである」とあるんですけれども、それを「国民全体に対し直接に責任を負って」というこの部分を削除してしまいました。改悪法案は教育基本法の「命」ともいえる重要な条文をすっかり変えて、国が教育内容に対して無制限の介入ができるようにしている。そのために教職員をはじめ、多くの市民がこの改悪に反対の声を上げています。

市長は、教育基本法改悪阻止を関係機関に働きかけるべきではないかと思っておりますが、見解を求めます。

次は、少子化対策についてです。

何人の方からもありましたように、日本の出生率が5年連続で過去最低を更新する。2005年度の発表では1.25パーセントとなり、大変深刻で憂慮すべき事態であります。なぜ、このように長期にわたって少子化傾向が続いているのか。

日本共産党はこれまでも根本的には、不安定雇用の広がりや異常な長期労働、増税に加え、出産・育児・教育などの経済的負担の増大、子育ての社会的環境の悪化などがあることを指摘してきまし

た。しかし、小泉「構造改革」のもとで進められた新自由主義の経済路線は、貧困と社会的格差を広げ、増税や社会保障の切り捨て、子育て世代への負担と障害を一層拡大させるものであります。

いま、この少子化社会を克服するためには、市長は、市だけではなく、市と県と国が一体とならんといかんと言われましたが、小泉「構造改革」を打ち破り、社会の構造を抜本的に変えていく対策が必要です。

市長は、豊後高田市の少子化の実態をいかに認識をしているのか、今後の少子化対策について積極的に取り組むべきだと思いますが、市長のその所見をお伺いいたします。

大分県は5月29日、乳幼児医療費助成制度の要項の改定に伴って、条例準則を定めたことを発表しました。これにより、10月からは通院医療助成の対象年齢を3歳未満から就学前までに拡大することになりました。そのことは評価をいたしますが、しかし、その一方で、これまで完全無料であった医療費に対して、この10月から自己負担制度の導入を決めていることは見過ごすことはできません。制度の後退であり、本来、さらに充実させなければならない少子化対策、子育て対策に逆行するものであります。子育て中の父母からは、子どもは3歳までが一番病気にかかりやすい。無料化の制度があつてからこそ、安心して子育てができたんだ。これまでどおり無料化を継続して欲しいと、切実な声が寄せられています。

県の乳幼児医療助成制度の改定に伴い、豊後高田市は条例改定作業に入り、9月議会にこの改定案を提案すると思っておりますが、実施主体である豊後高田市としては、全国的にも優れている自己負担なしの助成制度を堅持し、乳幼児の保険の向上及び子育て支援の充実になるように、一つには、3歳未満児の通院費、就学前の入院費、食料・療養費については、これまでどおり無料化を継続すること。二つには、制度拡大となる3歳以上の通院についても、自己負担なしの無料化を検討していくこと。三つ目には、県に対し、自己負担制度の導入を中止するよう市長自身が要請すること。この3つの点、これは少子化対策の重要な事業の一つとして、やはり私はこの乳幼児医療費助成事業の拡充を図るべきだと思うんですけれども、市長の見解を求めます。

次は、障害者対策です。

障害者のサービス利用に原則1割の応益負担を課す障害者自立支援法は、障害者団体や多くの国民の反対の声を押し切って実施をされてから2ヶ月余が経ちました。全国的には大幅な利用者負担と相次ぐ施設からの退所やサービス利用の手控え、あるいは施設経営を大本から揺り動かす報酬の激減などで、予想を越えるような問題点が次々と噴出しております。また、新聞報道、テレビでは、

生活を苦しめた親子の無理心中事件も起きて、関係者に大きな衝撃を与えています。

私は、先の9月議会でも、利用料の市独自の軽減措置を講じるべきではないかと要求をいたしました。しかしながら市長は、実施する考えはまったく示さず、障害者に対する冷たい態度を取り続けてきています。

豊後高田市では、障害者自立支援法の実施に伴い、負担が重くなり、施設を退去したり、また、福祉サービスの利用を抑制したり、あるいはそのような対処や抑制をしなければならぬというようなことを検討しているなど、市民の影響が出ているのではないかと。どのように把握をしているのか。それに対する対策はいかに考えているのか明らかにしていただきたいと思います。

次は、地域生活支援事業についてであります。

福祉サービスの利用援助など、相談、支援、ガイドヘルパーなどの移動支援、手話通訳派遣制度などコミュニケーション支援、日常生活用具給付事業、小規模作業所補助金方式を見直し、3種類の事業に編成するなど、地域活動支援センター事業、この5つが10月から市町村の必須事業に挙げられておりますが、そのほか、成年後見制度利用支援事業や市町村相談支援機能強化事業など4つの事業についても実施することが求められています。

しかしながら、豊後高田におきましては、10月から実施することが義務付けられているだけでも、当初予算にこの地域生活支援事業については予算措置がされておりません。今回、この議会に予算が提案されるかなと思っておりましてけれども、1円たりとも提案されておりません。これでは市長が職務怠慢ではないかと思うわけがあります。なぜいまだに予算措置もしないのか。10月から実施するというが、どのような事業を豊後高田市では実施する考え方なのか、市民の中に明らかにしていただきたいと思います。

次は、西新町の水害対策についてであります。

旧干拓地の西新町地域では、もう海拔ゼロメートルであるために、市の公共下水道の雨水対策事業で、この遊水池からポンプを設置をして、豪雨に対してポンプ活用しておりますけれども、集中豪雨の時では、その常設のポンプだけでは足りず、別にポンプを何台も臨時に設置をして応急措置を取っておりますけれども、いつどこで、どのような集中豪雨が起るかわからない。もうこの4～5年の状況を見ましても、いろんな災害が全国で発生しておりますが、こういう状況を見るときに、市長は市民の生命・財産の安全を確保するためには、この水害常襲地帯として問題になっている西新町のゼロメートル地帯については、抜本的な水害防止対策、防災対策が求められると思うんですけれども、どのように今後取り組んでいくのか、

見解を求めたいと思います。

次が、交通機関の整備充実についてであります。

田染、都甲、真玉の路線バスがもう廃止をされるということがいま検討されているということが、先程答弁でありました。市民の間では、このバスの運転手さんが、もう10月からこのバスなくなりますよということをどんどん皆さんに話してるために、私のところにも、何人もの方から心配する声が揚がりました。私は、バス会社に直接電話をかけて、どうなってるんかと聞いてみたら、我々としては言えないと、市に聞いてくださいと、市の担当者に聞いてくださいということでした。しかし、先程の市長の答弁でも、いつから廃止されるかは全然なかった。

で、これはもう全国的にも大きな問題になっているわけなんですけれども、私がいいろいろ聞いた範囲では、これは会社の都合でなくて市の都合で廃止しなさい、その代わりにこうというようなことになってるんじゃないかとも思われる節もあります。よって、私も先の議会では、これはもう旦部議員のころから議論をしましたがけれども、これだけ高齢化率が進行し、なかなか車の持たない高齢者も多いと、バス路線の走ってないところは市民は困るわけで、山香や安心院みたいな福祉バスをつくれということを議論してきたことがありまされども、この際、どうしても路線バスがなくなる、本来ならば路線バスを確保することなんですけれども、どうしても廃止をせざるを得ないと、それに代わるコミュニティバスを、現在路線バスがある地域だけじゃなくて、路線バスの走っていない地域についても、やっぱり全市民の足を確保するというので、早急に実施をすべきだと思うんですけれども、市長の見解を求めます。

次は、教育問題についてであります。

高田中学校で、今年の4月末の連休に、音楽教室のクラリネットなど高価な楽器、100万円する、相当と聞いておりますけれども、8点が盗難に遭ったそうです。職員間でも十分な討議がされていない、職員の了解も取られていないのに、急遽、音楽教室に防犯カメラが設置されたそうですが、職員や生徒に対してはなんら説明のない、あるいは了解も取れないままに、教育現場に防犯カメラを設置したことは行き過ぎではないかと思うわけがあります。保護者からもいろいろと批判の声が寄せられておりますが、校長の対応に問題があったんじゃないでしょうか。禍転じて福となすという諺がありますが、今回の楽器の盗難事故を活きた教材にして、教員の間でも、教職員の間でも徹底して議論をする、生徒についても、クラスごととかあるいは全体会でも討議をして、活きた教材として教育的に対応をすべきだったんじゃないかと思うわけがあります。

よって、この盗難事故の内容について、その対

応について市民の前に明らかにしていただきたいと思ひます。

次が、高齢者対策についてであります。

介護保険制度により、手摺りの取り付けや段差の解消など、住宅改修に1件20万円を限度の費用を支給する事業が実施されてきました。また、介護保険とは別枠で、高齢者の住宅改造助成制度も実施されています。しかしながら、いずれの事業も申請事業であり、制度の内容に熟知していないと、実際に高齢者の住宅改造しても許可されない、助成金の恩恵を受けられない例も出てきています。住宅改造が必要な高齢者には、この2つの制度が有効活用できるように、制度の周知徹底を図るべきではありませんか。市長の見解を求めます。

同時に、この2つの制度が不正に乱用されている例もあると伺っていますが、その1例として、市内美和の80歳の男性、77歳の女性のお宅で住宅改修をした際の工事完了後にこの制度を知り、福祉事務所に相談したけれども、それはもう完了後だったからだめだと断られたと。しかし、あと、政治力が働いて、介護保険の住宅改修資金のほうは、申請をしたら、これはケアマネージャーが申請したら、2口分で、1口18万ですから36万円の資金が交付された。しかし、工事前の写真も完成写真も添付されていない、建物の所有者の同意書など必要書類が添付されていないということもあとでわかり、こんな不正なことで金をもらったんではあと問題になったらということで、昨年の6月に36万円を返還したという事例を聞いておりますけれども、そういう不正な資金は受け取れないということで返還したということなんですけれども、本来ならば、高齢者のお宅で、所得がいわゆる適用する世帯であったらば、この住宅改修資金についても適用される、あるいは介護保険の改修資金についても適用されるはずなんですけれども、返還をせざるを得ないようになったその顛末について、明らかにしてもらいたいと思ひます。

次は、下水道の問題ですが、市は、市民に対して、下水道に早くつないで欲しい、水洗化率を上げて欲しいと協力を求めていますけれども、実際、この下水道の供用開始地域における市営住宅で、夏目、泉、新栄、立畑、磯町の市営住宅では水洗化がされていない。市民には早く早くと協力を求めながら、市の市営住宅が未だに水洗化できていないということは行政の怠慢ではないかと思うわけでありませう。年次計画を作り、早急に水洗化すべきではありませんか。水洗化率の遅れの原因と今後の対応について明らかにしていただきたい。

次は、公営住宅です。

坂の上から向鍛冶屋にかけてのあの玉津団地、倉田市長時代にあれだけ膨大な用地を購入をしまして、もう下水道も水道管も入れました。しかし、いまはもう竹や木が、あるいはセイタカアワダチ

ソウがぼうぼうと生えてる状況がもう何年間も続いているわけなんですけれども、この公営住宅建設の遅れの原因と今後の対策について明らかにしていただきたい。

火葬場についてですが、先程答弁がありましたので、改めて、進捗状況と今後の対応について明らかにしてもらいたい。

最後に、桂川の整備ですけれども、水取の沈橋から上流につきましては、河川プールを設置したりあるいは日本地図を描いた公園を整備したり、あるいは花いろの近くの川の竹や木や雑草を除去するなど、まあ何回かこう整備作業が実施されたんですけれども、もう継続性がないために、もうすぐ1年で元の木阿弥になってしまう状況で、非常に悲しい状況なんですけれども、あれだけ整備して引き続きこう管理維持していけば、母なる桂川がもっともっとう市民の憩いの場として活用できるんじゃないかと思うんですけれども、たとえば、整備されたあと管理するのは楽だけれど、あれだけぼうぼうとなれば相当予算がかかると思うんで、地域の老人クラブなりボランティア活動なり何らかの協力を得る方法なども得てですね、何らかの方法でこの母なる桂川の整備を継続して欲しいと思ひますけれども、見解を求め、1回目の質問を終わります。

○議長(菅 健雄君) 市長永松博文君。

○市長(永松博文君) 大石議員の、政治姿勢についてのご質問にお答えをいたします。

現行の教育基本法は昭和22年に発布され、以来60年近くにわたり、我が国の学校教育の根幹をなしてまいりました。その教育基本法の一部改正法案が、今期の通常国会において上程され、審議されていることはすでにご案内のとおりであります。現在まだ審議途中であり、一地方公共団体の長が是非を判断することは差し控えるべきだと考えております。

その他のご質問につきましては、教育長並びに担当課長に答弁させますので、よろしくお願ひします。

○議長(菅 健雄君) 教育長都甲桂一君。

○教育長(都甲桂一君) 大石議員の教育問題についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の、楽器盗難事件につきましては、4月30日の日曜日に教師が発見し、校長に連絡するとともに、豊後高田警察署に通報し、校長から教育委員会の方に連絡がありました。

教育委員会といたしましても、事件後直ちに担当者を学校へ調査に向かわせ、施設状況の悪い鍵の取り替え等を実施したところで。

次に、防犯カメラ設置についてであります。事件後、警察が捜査上必要ということで、校舎2階の2箇所に設置したものでございます。その設置にあたりましては、校長から事前に協議があり、

期間が1ヶ月程度ということもあり、承諾をいたしました。現在、本件につきましては捜査中でございますし、その後の件につきましても、充分この事件を活かしながら、効果的な対策も講じていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 子育て・健康推進課長安東良介君。

○子育て・健康推進課長(安東良介君) 大石議員の少子化対策についてお答えします。

我が国の女性1人が生涯に産む子どもの平均の数を示す合計特殊出生率は、平成16年が1.29、平成17年は1.25と発表されました。豊後高田市における合計特殊出生率は、平成16年旧豊後高田市で1.58、旧真玉町で1.59、旧香々地町で1.96となっております。全国平均よりは幾分高いものの、本市におきまして少子化対策が重要課題であることは変わりないものでございます。

このことから、旧豊後高田市では、平成16年度国の指定を受け、子育て支援総合推進モデル市町村事業に取り組んでまいりました。新市におきましてもこの事業の継続を実施し、少子化対策として、集いの広場事業、地域子育てサポート事業等、各種事業の充実を図り、市民が子どもを安心して産み育てられる環境づくりに努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

次に、乳幼児医療費助成事業の対象者拡大についてでございますが、先の定例会でご答弁申し上げましたとおり、現在無料となっている対象者にとりましては、新たに一部負担が生じるものの、全体的には補助を受ける対象者が拡大され、子育て中のご家庭への経済支援につながるものと理解いたしております。したがって、大分県の要項に沿った形で制度の改正を行ってまいりたいと考えています。

なお、県への要請につきましては現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 福祉事務所長大園栄治君。

○福祉事務所長(大園栄治君) 大石議員の障害者対策について、障害者自立支援法の実施についてお答えいたします。

4月から障害者自立支援法が施行されましたが、新制度への移行手続きもスムーズに完了し、障害者の福祉サービスにつきましては、実施年とあまり変わりのない状況であります。

なお、利用者負担につきましては、原則1割負担に変更されましたが、所得の低い方に対しては軽減措置が講じられていることから、利用者負担は最小限に抑えられています。

また、地域生活支援事業につきましては、ご案内

内のとおり障害者自立支援法で平成18年10月1日より市が実施することとなった事業でございます。

この事業につきましては、相談支援事業、地域活動支援センター事業といった必須事業を中心に、関係機関と協議をしながら事業内容等を検討してるところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、高齢者対策について、高齢者住宅改造助成金についてお答えいたします。

在宅高齢者住宅改造助成事業につきましては、住宅設備を在宅高齢者に適するように改造する場合、改造に要する経費を助成し、寝たきり防止と介護負担の軽減を図り、高齢者の福祉増進に資するものであります。

在宅介護を基本とした制度の中で、住み慣れた自宅で快適な生活ができるようにする住宅の改造は必要であるといえます。今後とも必要な高齢者ニーズに応えるべき事業の推進を図るため、広報誌等活用しながら住民周知を図ります。

また、県に対しましても事業の継続及び補助基準額を拡大するよう働きかけたいと考えております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 下水道課長甲斐好信君。

○下水道課長(甲斐好信君) 大石議員の水害対策についてお答えいたします。

議員ご案内のように、新開排水路は主に農業用水路として利用され、潮の干満を利用し、雨水、用悪水を樋門にて排水を行っていましたが、新開都市下水路の工事に伴い、従来の排水に加え、一時的に暫定的に排除する目的で新開排水機場を設置し、排水の一部を担ってきたところでございます。当地区は、増水・降雨時には、農用地が干潮時になるまで、保水、湛水の機能を果たしていましたが、近年宅地化の進展等により、保水や湛水機能の減少がみられ、また、水路の改築に伴い、短時間で雨水が到達するなどとなっております。豪雨・多雨時には、現在、常設ポンプに加え、建設業者に仮設ポンプの運転を依頼するなど、被害の出ないよう対処しているところでございます。当面の対応といたしましては、ポンプの点検整備はもとより、仮設ポンプ運転依頼関係者と緊密な連携を図りながら、雨量、水位観測情報等の活用により迅速に対応が取れるよう努力してまいりたいと考えております。

今後につきましては、地元の方々の要望もいただいておりますので、漸次検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 交通機

関の整備充実についてお答えをいたします。

地域交通対策につきましては、先程市長から川原議員のご質問にお答えいたしましたように、路線バスの代替を含め、地域全域での新しい公共交通体系を検討いたしております。高齢者等の交通弱者が利用しやすく、費用対効果の高い交通システムの構築を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 保険年金課長小野俊久君。  
○保険年金課長(小野俊久君) 大石議員の高齢者対策についての居宅介護、住宅改修についてお答えします。

介護保険制度における居宅介護住宅の改修につきましては、住み慣れた環境の中で本人の自立や介護者の負担軽減を図る制度であります。同一世帯内に被保険者が複数いる場合の住宅改修費の支給は、国よりの通知により、被保険者ごとに住宅改修費の支給を行うことが可能であります。

住宅改修の支給申請は、平成17年度までは工事完成後の申請で良いこととなっております。しかしながら、介護保険法の改正により、平成18年度から事前に申請することになりました。このことにつきましては、居宅介護支援事業所の職員に対して説明会を開き、周知を図ってまいりましたが、さらに市報等で周知を行いたいと考えております。

今後とも、制度の趣旨に基づいて、高齢者が住み慣れた環境の中で自立した生活ができるよう、事業の推進を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 建設課長奥田秀穂君。  
○建設課長(奥田秀穂君) 大石議員の質問のうち、まず最初に下水道事業について、公営住宅の下水道接続に係るご質問にお答えします。

下水道供用開始地域における市営住宅数につきましては、高田地域の公共下水道事業及び真玉地域の農業集落排水事業により、平成17年度末において8団地となっております。そのうち下水道接続が完了してる住宅は2団地となっております。残りの6団地のうち2団地については、平成17年度から棟ごとに下水道接続を進めておりまして、今年度についても計画をしてるところでございます。

今後の対策につきましては、耐用年数と各住宅の現状を踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

次に、公営住宅についてのご質問にお答えいたします。

城台団地建設予定地につきましては、昨年、地元地域の意向を踏まえながら、立木伐採等をはじめとした環境保全対策を行ったところでございます。今後につきましても、これまでの草刈等維持管理に努めていきたいと考えております。

また、団地建設については、これまでに開発行為の申請に必要な書類の準備ができたところでございます。本事業の推進につきましては、多額の事業費が見込まれるため、慎重に事業推進を図っていく必要があるものと考えておるところでございます。

最後に、桂川の整備についてのご質問にお答えいたします。

これまで、桂川においては立木等が繁茂し、大雨等増水時には流水の妨げとなり、防災上の観点から、流域住民の方々も含めて懸念されていたところでございます。そのため、河川内立木伐採について県に要望を行い、今回の伐採を実施していただいたところでございます。今後につきましては、こうした伐採を契機に、人が集まる場所や、人と川とが接しやすい箇所等を中心に、県や河川での活動を行う任意団体、流域住民等と協力しながら、市民に親しまれる桂川づくりに努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 環境課長水江義和君。  
○環境課長(水江義和君) 火葬場の建設についてお答えいたします。

岡部議員のご質問にご答弁いたしましたとおり、これまでの火葬場建設候補地につきましては、以前からの経緯等もあり、住民説得が難しいと判断し、当地区の建設につきましては断念をしてきたところでございます。その後、新しい建設候補地を調査し、先月、住民相談会を開催いたしました。今後とも引き続きご理解とご協力が得られるよう協議を重ねてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 保険年金課長小野俊久君。  
○保険年金課長(小野俊久君) 失礼しました。補助金の返還についての歳入処理の件でございます。

家庭内の事情はわかりませんが、所有者の身内の方から補助金の返還があったということで、申し入れにより、雑入で受け入れをしているところでございます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 40番大石忠昭。  
○40番(大石忠昭君) いまじっと答弁聞いておりましたけど、あまりにもちょっとお粗末ですねえ。市長以下。どうしたんですか、これではね、市民はねえ、議会は何かということになりますよ。市長、昭和の町、昭和の町もよかろうけどもねえ、やっぱり私たちは市民を代弁して質問してるんですから、まともな答弁をしてくださいよ。あんまりじゃないですか。

時間も制限されてねえ、後20何分しかないんですけどもね、市長、笑い事じゃないよ。真面目に答弁してくださいよ。

(「真面目に答弁しよるき、簡潔に言いよんのじゃないか。」の声あり)

副議長、がたがた言うな。あんまりじゃねえか。

議長、再質問をいたします。

教育基本法の問題について、まあ審議中でもあり、まあ一地方の市長として見解述べられないと言われましたけども、この法案は今回の国会では廃案に追い込まれますけれども、まあ与党は秋の臨時国会で何とか成立を狙ってきますけれども、これはですね、もう本当にこれまでの子ども一人ひとりの人格の成長を目指す教育から、国策に従う人間づくりをするという、まあ教育の根本目標が180度転換される、もうこれは大変な問題なんですよね。もう長く申しませんが、だから市長自身は、この教育基本法のあの改悪の中身、あれだけ全国的にねえ、もうかつてない闘争ですよ、これは。ね、あれだけ国民が怒りを込めて反対運動やってるこの内容について、それだけの問題がある法案なんだけども、市長としてこの法案についてどのような認識なのか。これが改悪したら子どもたちの教育に対してだけじゃなくて、これは民主主義そのものに対しても大変な問題なんだという自覚がないのか、働きかける気持ちはないのか、もう1回市長の見解を求めます。

次は、少子化対策なんですけれども、まあ一通りのことがありましたが、豊後高田の状況を見ましても、合併した後、この1年間で生まれた子どもは155人なんですよね。しかし、この1年間で死亡した人が331人あります。自然減がどんどん続いて2万6,000を超えた人口が2万5,000を大幅に割っている状況なんですよね。だから少子化対策についてはもっともっと力を入れないと、一通りのことはやったけれども、実際には、実際に子どもたちは生まれてないんですよ、少なくなってるんですよ。で、その1つが乳幼児の医療費の無料化制度をやっば拡充することじゃないかと。だから通院について就学前まで全員するということは、これは私たちは評価すると。しかし、今まで完全無料化が一部有料化になるわけですね。このことについては、県下の状況を見たら、それまでどおり継続しようということも出てきてるんですから、市長が少子化対策を本当にやるちゅうんならそういうことができないのか、もう1回市長の見解求めます。

それから、障害自立支援法について、いま課長の答弁では、まあ事業がうまく継続できて、まあ国が軽減制度も作ってるから、もう大した問題出てないですよという評価なんやね。これではですね、国会で大問題になりましたように、我が党の議員が追求したら、小泉首相自身は、確かに問題だから現場の調査をさせますと、問題があれば手直ししますとまで答弁をせざるを得ないとこまで追い込まれてるんですよ。よってね、あなた方は

問題ないと言うけれども、実際にこの自立支援法は実施されて2ヶ月ちょっとやけれども、また10月から新しい制度がまた始まるわけですわねえ。だからさらに問題が増えるわけなんですよ。だから本当に現場の実態、豊後高田の場合、自立支援法で影響を受ける方が172人おるそうなんですけれども、その中の何人の実態をつかんで、問題がない、スムーズに移動したというような判断なのか。実際調査した結果の答弁なのか明らかにしてもらいたい。

私はこの際ねえ、改めてこう172人の実態を調査してもらって、問題点があればその問題点を関係機関に働きかけて、やはり応能割制度の見直しをやる、それから軽減制度についても抜本的に見直しを関係機関に働きかけて、やはり障害者のこの自立支援を本物にしていくべきだと思うんですけれども、その辺の見解。

それから、全国では8都道府県、それから250箇所ほどの市町村で、自治体独自の軽減政策をとっているんですけれども、高田でも是非この何らかの市独自の軽減策をとるべきだと思うけれども、市長の見解を求めたいと思います。

次は、西新町の水害対策について課長から答弁がありましたけれども、実状の説明があったと、実状認識は正しいと思うんです。しかし、今後どうするかについては検討検討、検討検討ではね、災害というのはいつどこで起こるか分からない。もう昨日もあれだけ大きい地震が起こりまして、市民びっくりしたところなんですけれども、何が起こるかかわらん状況でしょう。特に豪雨については、だから、検討検討と言うけれども、日にちを切ってますね、やっぱり実際に事業ができるような検討をしてもらいたいと思うんですけれども、その辺の市長の決意、いつ頃までにはどういう形で部下に検討させていくんだと、その抜本策を明らかにしてもらいたいと思います。

それから、バス路線の廃止の問題で、先程川原議員に対して市長が答弁しましたが、私に対しては、市長はもう全然知らん顔ですが、ね、答弁になってないんですよ、これでもね。いつからね、バス路線の廃止がされようとしてるのか。それは会社の都合なのか、市の都合なのか、これを明らかにしてください。会社の都合やったら私たちにちゃんと理由言うと思うんだけどね、市に聞いてくださいとしか言わないんですよ、会社は、どちらなんですか。

それは、市民の中では、運転手さんを通じて10月からバスがなくなりますよというのが徹底されてるんですよ。ほんなら、交通何とか会議については3月に予算を組みながら、まだ一度も会議開いてないんでしょう。やっと今から開こうという段階なのに、その間に合うんですか。だからあまりにもね、遅いと思うんです。

で、これまでの答弁でも、平成18年では一部地域でこの路線バスを走らせるということ答弁しとるんですよ。取り組みがあまりにも遅いのではないかと思うんですが、市長どうですか。いつからバスが廃止されるということになるのか。その原因は、市の都合か会社の都合なのかね。

それから、私は早急に、現在バスが走っていない地域についても、車持たない市民のために交通体系を整備をすべきだという主張をしてるんですけども、その点について、いや、なくなっただけのバス路線の地域から最初に始めるというのか、いや全市的に全部始めるというのか、それどちらなんですか。それも政治力によってあっちじゃこっちじゃということで問題になってはならないので、この公の場で明らかにしてもらいたいんです。質問の趣旨分かりますか。バス路線がなくなったところを優先するというのか、いや、バス路線が今までないところも含めて全的に一遍にやるということなのか、その辺を明確にしてもらいたいと思います。

それから、高田中学校の盗難事故についても、いまの教育長の答弁では、この教訓が活かされないとと思うんです。で、資料を貰いましたけれども、これを見ますと、柱陽小学校ではテレビやデッキを取られたとね。で、高田中学校については、今度の事件が初めてみたいに書いてるけれども、私のところに入ってるニュースでは、去年も音楽の先生の楽器3器が盗難に遭ったと。これも教育委員会は届け出があって、そのときにもう指導をして対処してるんですか。なにか個人の責任みたいに、あなたの管理が悪いからね、質屋にそんなとき出てくる程度の話でね片付けて、高田中学校は次々と新聞記事を賑わしてるけれども、悪いことは一切載せたら困るから隠せ隠せできとるんじゃないですか。そういう校長の体質が、今度の新たな事件に発展したのではないかと関係者の間では問題になってるんです。

よって、私が質問したように、この対処の仕方についても、今回の事件の対処の仕方についても、職員会議で充分議論したのか。クラスごと、あるいは全体会議で生徒の間でも議論した結果、ね、防犯カメラとなったんか。そうじゃないでしょう、あまりにも一方的でしょう。そういうやり方が教育現場にふさわしいんですか。あんた方も許可をしたと言うけれども、本当に教育委員会でも開いて議論をしたことなんですか。そうじゃないでしょう。その辺の対応の仕方にやっぱ校長の独断専行があったのではないかと批判があるんですけど、それは当たってないのかどうなのか、ね。

それから、去年の事故はどうやったのか。何が取られたのか、今年も何が取られたのか。取られたために音楽の授業がやりづらい、あるいはブラスバンドのクラブ活動をやってるけれどもやれな

い状況があるでしょう。これいつ新しい楽器を購入するつもりなのか、対処の仕方についても大問題じゃないですか。その辺も明らかにしてもらいたいと思います。

それから、高齢者対策の住宅改修についても一通りの説明がありましたけども、やはりこの介護保険の住宅改修と、もう一つ一般会計の住宅改造との抱き合わせですね、やはりケアマネジャーについても、徹底して有効活用できる人には有効活用する方法をとらないと、制度がありながら制度が使えないということが、市民にとっては実際起こってるわけでしょう。その点についてもう周知徹底されること。

それから、先程課長からありました返還云々と家族間の問題、家庭内の問題云々とあったけれども、実際に私が聞いた話は、先程質問したように、その36万ももらうためには必要な書類、申請書類に添付書類が要るわけでしょう。添付書類というのは、着工前の写真や完成後の写真や、あるいは実際それを事業したのはお年寄りの方なんですけども、その家を持つてるのは別の方が持つてるから、別な人の所有者の同意書なども要るわけでしょう。そういうものが付いてないのに、お金が36万出されとるから、これは不正なんだからということで戻したというふうに私聞いてるんですが、不正支給があったということじゃないんですか。そういうことがやられてもいいんですか。

でなければ、いま資料をいただいておりますけれども、これまで介護保険が実施されて6年になりますが、この間で同じような事業が1,023件実施されてる。金額でも1億1,450万円支給されてるわけですね。で、同じような、これが不正で返すのが当たり前となると、返さなきゃならんようなそういう事態もあったのではないかとということも予測されるんですが、そんなことはないんですか。それが1件だけであって、それたままたということなのか。で、返したほうが問題なのか、いや貰ったほうが当たり前なのか、どっちなんですかねそれは。返したほうが正しかったのか、貰ったほうが正しかったのか、ね。

それから、領収書はなんで切ってるんですか。この前は、いや申請してないから返したという説明、あるいは寄附金で貰ったんだよという説明、しかし、実際に領収書は誰が発行してるんですか。その辺まで明らかにしてください。あまりにもずさんではないかと思うんです。

それから、火葬場の建設について、前回のときには真玉の云々とあったんです。しかも、ここで説得をして早期着工できるように努力するとあったんです。それが、もうそこを断念して新しいところにやるんならば、本来ならばですね、この本会議の冒頭で、市長自身がその説明もすべきなんですよ、ね。中核工業団地には企業が云々というの

は説明があったけれどもね、火葬場についてもね、あれだけ答弁したけれども、あの真玉で皆さんに協力を求めようと頑張ってきたけれども断念してこちらに変わったとなればね、岡部議員も質問でせんで済んだわけでしょう。それならね。本当に真玉において、真玉のことが真玉の議員も分からんちゅうことも本当情けねえ話ですよ、これは。そうでしょう。

だから、今度はこの場で、前は真玉と言った。今度はどことなぜ言えないんですか。本当にやっぱりね、その地域の市会議員の協力も得て、その地域が本当に正しいんならね、やはり皆で協力を求めないとできない。これはもうどこかに造らなければならぬ施設なんですから、私がかねてから、用地選定委員会を設けて、民主的に議論をして選定すべきだという意見述べてきたけれども取り合わなかったわけでしょう。

今のままで行きましたら、地権者が協力してくれないから、地権者のために遅れた遅れたということになるんですよ。そうじゃないでしょう。市長の取り組み姿勢に一番問題があるんですから、大いに反省してもらってね、やはり議員に全面的に公開して議員の協力を求めて、老朽化する火葬場の早期完成をすべきだと思いますが、もう一度聞きます。

それから、桂川の整備について、今後云々とありましたけれども、今よりは整備をしていくと、ね、本当に市民が広く集えるようにしていくんだということを確認していいですね。そうして欲しいと思うんですけれども。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 市長永松博文君。

○市長(永松博文君) それでは、私のほうから教育基本法の一部改正法案についてのお答えを申し上げます。

先程申し上げましたように、市民の方々にも賛成論者があり反対論者がある。いろいろあるわけでありますので、そういうことの中で、私としては、その判断を差し控えるというご答弁をしたわけです。それは変わりませんので、以上です。

その他については、担当課長にお答えさせます。

○議長(菅 健雄君) 教育長都甲桂一君。

○教育長(都甲桂一君) 大石議員の再質問にお答えいたします。

昨年事故があったということについても事実でありますし、その件につきましても私のところに連絡がありました。それから議員からご指摘がありました件につきましては、その置き場所が、本人がはっきり記憶していないということもあり、警察とも相談いたしましたけれども、それを事件、事故として扱うところまではどうしてもいかないということで、場所がはっきりしないということもありましたので、そのままになった次第でござ

いますし、その後、この事件の後、教職員が交代で夜の10時、11時というように、ずっと順番で夜学校のほうにおりまして、警備的なことをいたしまして、今日に至ったところでございます。

それから、校長の件について言われましたけれども、校長につきましては、私ところの連絡、報告、相談等はいち早くやっておりますし、そして教育改革の推進に努力いたしておりますところでございますし、防犯カメラの件につきましても、管理職と担当と相談したなかで、警察とも相談し、そして職員会議に、職員に連絡をして設置をいたしたところでございます。

そういうことで、教育改革を推進する、そしてまた、学校経営の充実したものに組み込んでおるところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 大石議員の再質問にお答えを申し上げます。

現在、先程川原議員に答弁いたしました地域交通会議につきましては、6月24日に開催をする予定にいたしておりますので、ここでの協議決定を経て、いわゆる代替バス地域全域を含めた新しいコミュニティ交通につきまして、本年10月からの実施を予定をいたしております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 子育て・健康推進課長安東良介君。

○子育て・推進健康課長(安東良介君) 大石議員の再質問にお答えいたします。

乳幼児医療制度、乳幼児医療費助成事業につきましては、先程ご答弁申し上げましたとおり、今回の県の制度改正は、助成対象が就学前まで拡大されることにより、全体的に見ると、保護者の医療費負担の軽減につながるものと理解いたしております。

したがって、県の制度に沿った形で制度の改正を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 福祉事務所長大園栄治君。

○福祉事務所長(大園栄治君) 大石議員の再質問にお答えいたします。

障害者自立支援法の影響につきまして、ご報告をいたします。172名中の軽減を受けられた対象の方でございますが、在宅の障害のある人につきましては11名でございます。それから施設入所の方で64名、それから通所されている障害者の方で20名の方が軽減措置を受けております。

また、制度移行時の部分で比較をしまして、利用時間等抑制された方が5名、それから利用時間を増やされた方が2名、また利用料金等につきま

6月13日

しては、原則1割負担ということで、今回サービスを受けられる障害のある方につきましても負担をしていただきまして、制度を支えるようになっております。

先程岡部議員に答弁いたしましたように、市独自の軽減策につきましては、現在考えておりません。

次に、地域支援事業につきましてお答えいたします。地域支援事業につきましては、これまで宇佐高田圏域の支援センターが実施してきました相談支援事業や、また一部移行する可能性のある地域活動支援センター事業など、相手方の意向によって内容が変わってくる事業であります。今回新しく自立支援法が施行され、制度の内容がはっきりしない点もありまして、あるいは、既存の施設としても方向性を決めかねているといった状況から、現在関係施設等と協議をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、高齢者住宅改造助成金についてでございますが、高齢者のニーズに合わせるべく関係課と連携を図りながら、広報誌等活用し、住民周知を図りながら、効果的な事業が推進できるように努力をしまいたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 先程答弁をいたしましたときに、地域交通会議の開催予定を6月24日と申し上げましたが、6月26日の誤りでございました。お詫びして訂正を申し上げます。

○議長(菅 健雄君) 下水道課長甲斐好信君。

○下水道課長(甲斐好信君) 大石議員の再質問にお答えします。

排水対策につきましては、地元の方々の要望もいただいておりますので、さらに鋭意努力していきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いします。

○議長(菅 健雄君) 保険年金課長小野俊久君。

○保険年金課長(小野俊久君) 再質問にお答えします。

居宅介護住宅改修工事につきましては、申請者が自宅で生活する上で移動等に支障があるため、申請者の意向に沿って手摺りの設置、段差の解消等の工事を行ったものと思われま。で、ご質問の所有者の同意がなかったのではないかとご質問ですが、所有者名義の同意書は添付してございます。

それから、助成金でございますが、返したが正しいのか、返さなかったのが良いのかということでございますが、市といたしましては、ご指摘の着工前写真が未添付でありまして、これにつま

しては、業者の顛末書で対応しておるところであります。施工については、計画どおり執り行われておるものと思われま。ので、助成金については、貰うべきではなかったかというふうにも思っております。

次に、領収書でございますが、施工業者が、子どもさん宛に出した領収書が添付されております。以上でございます。

失礼しました。追加でご報告申し上げます。対象者の世帯を住宅改修を行ったわけですが、高齢者世帯2人世帯でございます。で、所有者名義については、次男名義というふう聞いております。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 保険年金課長小野俊久君。

○保険年金課長(小野俊久君) 失礼しました。先程の答弁で、領収書の関係ですが、高齢者本人宛の領収書ということでございます。

○議長(菅 健雄君) 建設課長奥田秀穂君。

○建設課長(奥田秀穂君) 再質問にお答えいたします。

先程ご指摘ありましたように、相談がちょっと流域が面積になりますので、当面ポイントを絞りながら、流域住民の方々の関心とご理解を求めながら環境整備に努めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 環境課長水江義和君。

○環境課長(水江義和君) 火葬場建設についての再質問にお答えいたします。

今後も引き続き住民相談会を開催し、ご理解とご協力が得られるよう協議を重ねてまいりたいと思っております。

以上でございます。

場所につきましては、同じ真玉地区内でございます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 申し合わせの発言時間を超えましたので、これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。明日から6月20日まで休会し、各委員会において付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は、6月21日午前10時に再開し、各委員長の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。なお、討論の通告は6月19日午後5時までに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

6月13日

豊後高田市議会議長 菅 健雄

豊後高田市議会議員 後藤龍太郎

” 安東 正洋